

5月 ● 2011

中大法曹

Chuudai Housou

NO.24

特集

中央大学法曹会60周年を前にして

今に連なる来し方・行く方

～大高満範先生にうかがう～

若手会員の積極的参加を求めて



中央大学法曹会

中央大学校歌

石川道雄 作詞

坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺るがぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉れあれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさばらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞

古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統の誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こそりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央

★表紙写真は、中央大学創立125周年事業のひとつ。背景は、神田旧校舎の門

【表紙写真及び中写真の1～4枚目は、「中央大学の近況2010 vol. 4」からの転載です。】



【中央大学創立125周年記念式典（平成22年11月13日）】



【中央大学創立125周年を祝う、多摩校舎と田町校舎】



【平成22年度中央大学司法試験合格者祝賀会（同年11月28日）、才口千晴元最高裁判事】



【新入会員歓迎会および叙勲受章者祝賀会・懇親会での村山芳朗先生ご発声による乾杯(平成23年1月20日)】

CONTENTS
目次

中 大 法 曹

NO

24

Chuidai Housou

中央大学	中大法曹会の活動について ……中央大学法曹会幹事長 千葉昭雄	2
中央大学	中央大学法曹会設立60周年への期待 ……中央大学理事長 久野修慈	4
	感謝 ……中央大学学長・総長 永井和之	6
	中央大学法科大学院の改革 ……中央大学大学院法務研究科長 福原紀彦	8
	3.11以降の法学教育 ……中央大学法学部長 橋本基弘	12
追悼	阿部三郎先生を偲んで ……第6期 元判事・弁護士 新海順次	14
特集	中央大学法曹会60周年を前にして	
	今に連なる来し方・行く方～大高満範先生にうかがう ……	17
	若手会員の積極的参加を求めて～若手会員との座談会 ……	23
次代の星たち	法科大学院修了後の5年間を振り返って ……山口県弁護士会・弁護士 黒川裕希	29
	企業内弁護士の業務・期待される役割について ……弁護士 小野征彦	31
	被災して感じたこと ……福島県弁護士会・弁護士 石森雄一郎	33
ようこそ法曹会へ	平成22年度旧司法試験に合格して ……中央大学法学部法律学科平成23年卒業 今村龍矢	35
	中大ローから司法の世界へ ……新64期司法修習生 赤羽悠一	38
	学習する日々を振り返って（感謝とご報告） ……新64期司法修習生 坂本真由子	40
委員会活動報告	人事委員会活動報告 ……人事委員会委員長 奈良道博	42
	「中央大学法曹会奨学金」募金ご協力のお願い ……募金実行委員会委員長 飯塚孝	43
	進路指導対策委員会活動報告 ……進路指導対策委員会委員長 瀬川徹	44
	法職教育検討委員会活動報告 ……法職教育検討委員会委員長 水津正臣	45
	機構改革実行特別委員会活動報告 ……機構改革実行特別委員会担当副幹事長 根岸清一	46
	関係諸団体交流委員会活動報告 ……関係諸団体交流委員会委員長 山崎司平	47
	若手弁護士活動委員会活動報告 ……若手弁護士活動委員会委員長 清水修	48
	広報委員会活動報告 ……広報委員会委員長 窪木登志子	49
	中央大学法曹会平成21年度・22年度事業報告 ……中央大学法曹会事務局長 行方美彦	50
資料	中央大学法曹会会則	54
	中央大学法曹会執行部名簿（平成21・22年度）	61
	中央大学法曹会役員名簿（平成21・22年度）	61
	中央大学法曹会各種委員会名簿（平成21・22年度）	64

編集後記

中大法曹会の活動について

中央大学法曹会幹事長

◆ 千葉昭雄



1 私は、平成21年5月に中大法曹会幹事長に就任しました。中大法曹会は、会員数約5000名近くを擁する他大学の法曹会に比し最大級の伝統ある会であり、身の引き締まる思いでお引き受けしました。

中大法曹会幹事長の任期2年が満了するにあたり、中大法曹会の活動のご報告と意見を述べさせていただき、退任の挨拶といたします。

2 我々中大法曹会の執行部は、在任中特に次の4つを重点的に取り組みました。

第1に、ロースクールへの全面的支援

- ①法科大学院に、優秀な若手会員を実務家教員として多数送り込み実務家養成に鋭意努めました。
- ②エクスターンシップの受け皿として、全国の中大法曹会の会員に積極的に協力していただきました。多数の生徒がエクスターンシップ先に就職するなどの成果も出ており中大法曹会の絆深さとか面倒見の良さとか、中大法曹会の底力を感じた次第です。
- ③また、司法修習生に対する就職支援について、進路指導対策委員会において就職先の紹介、履歴書作成方法等きめ細かい指導がなされました。
- ④中大法曹会奨学金基金制度を創設し、毎年20名の修習生に1名あたり30万円の奨学金を給付し、資金的支援をしてきました。

第2に、若手会員の法曹会への参加と活動増加する若手法曹の法曹会への参加は、こ

れからの中大法曹会の発展のためには必要不可欠です。前執行部（奈良道博幹事長）は、上記の趣旨から若手活動委員会の設置を決め、我々執行部はこれを引継ぎ、若手の活動の場を作り、若手会員同士の交流会、若手会員向けの講演等を実施しました。

第3に、中大の関係諸団体との交流

南甲倶楽部、体育会等の法曹会以外の諸団体との交流を積極的に図り、相互の理解を深め、幅広い中大OBとの人間関係と業務提携関係を構築し、会員の研鑽と業務に従事して貰う事は必要です。前執行部は、上記の趣旨から関係諸団体交流委員会の設置を決め、我々執行部はこれを引継ぎ、活動を開始しました。

まず、南甲倶楽部との交流会を4回開催し、両団体における若手会員の今後の活動の場、さらには大学経営に関する事項などについて、忌憚のない意見交換がなされました。

第4に、中大法曹会地方支部の創設と活性化

中大法曹会は、田宮甫幹事長（平成5、6年度）の肝煎りで、中大法曹会の全国的発展活動が必要であるとして、地方に中大法曹会の支部設立を推進しこれを支援していくべく、機構改革委員会を設置し、活動してきました。

いままでに設立された支部のなかでは九州地区の活動が最も盛んで、福岡支部が中心となって九州各県が参加して、山口県を併せて合同支部会が設置され、毎年盛大に定期総会が開催されています。

平成21年6月に、沖縄で九州・山口合同支部総会が開催されました。私ども執行部はその機会に沖縄に中大法曹会沖縄支部を設立しようと企画し、村山芳朗中大理事のご尽力

と福原紀彦法科大学院法務研究科長のご協力を得て、支部を設立することができました。そして平成22年3月には、下関で沖縄支部も参加して九州・山口支部の合同定期総会が開催されるに至りました。

また、九州地区の支部活動の成功を北海道地区にも実現しようと企画し、平成22年7月には札幌支部設立準備会を開くことができました。

3 中大法曹会の今後の重要課題

中大法曹会の今後の重要課題は、2つあると思います。1つは中大法学部の衰退をいかに食い止めるか、どうしたら法学部を発展させることができるかということです。中央大学法学部はかつて20年間司法試験合格者数トッ

プという輝かしい実績を誇り、法科の中大という名を欲しいままにしていきました。ところが、ここ10年慶応早稲田に追い越され、低迷しています。今後中大法曹会がこの問題にどう取り組み支援するか大きな課題です。

もう1つは、中央大学の運営に関する問題です。中央大学は現在財務等の厳しい問題を抱え、その運営に苦勞しているところですが、中大法曹会としてどう支援していくか大きな課題だろうと思います。

4 以上、私ども執行部の考え方と活動のご報告させていただきましたが、どうか無事に任務を終えることができましたことは、法曹会会員はじめ関係者各位のご理解とご支援の賜と厚く御礼申し上げます。



中央大学法曹会設立60周年への期待

中央大学理事長

◆ 久野修慈



この度の東日本大震災において被災され、また、原子力発電所事故によって、避難生活を余儀なくされておられる方々に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、悲しくも、震災の犠牲になられた方々のご冥福を衷心よりお祈り申し上げる次第でございます。

東北・北関東からは、戦前戦後を通じて、数多くの人材が中央大学を目指し、そして卒業されていきました。中央大学にとりましては、誠に縁の深いこの地域が未曾有の大震災に遭遇し、少なからぬ學員が被災され、天災の犠牲となられたことは、一人の學員としても悲しみの念に堪えません。しかしながら、東北・北関東ご出身の學員の方々の誠実で社会に役立とうとする強い信念と使命感、そして、故郷への並々ならぬ愛情をみれば、必ずやこの難局を乗り越えられると確信いたしております。

このような国難の中、中央大学は、今年の125周年記念を経て、全国52万人の學員の方々と足並みをそろえるが如くに、126年目の歩みを始めました。その歩みには、数多くの學員の母校に対する愛情が強く込められております。とりわけ、中央大学法曹会の方々が込められる思いは、母校中央大学を支えてきた伝統ある學員会支部としての誇りを伴って、ひときわ強いものとなっているものと存じております。

新たな歩みとともに、人知を超えた災害に屈することなく立ち向かうべく、中央大学は、これまでの伝統と歴史を土台に将来に向かっての挑戦を果たさねばなりません。

そのためには、中央大学関係者それぞれの強い信念とそれらを結びつける信頼と結束を構築して、強く強く前進することが必要不可欠であ

ります。中央大学法曹会には、これまで以上に、その中核としての役割を心から期待する次第でございます。

中央大学法曹会の歴史は、法科の中央の歴史の具現の一つといっても過言ではないと存じております。戦前は、在朝法曹によって南甲法曹会が組織されていましたが、戦後は、在野法曹を含めて、その活動範囲と規模をなお一層拡充し、民主国家の正義の担い手としての役割を求めべく、昭和26年6月4日に、中央大学法曹会として発会式が開催されたとのことであります。これにより、在朝在野の中央大学出身の法曹により構成する一大組織へと再編し、昭和28年12月17日には、岡弁良初代会長の下、中央大学學員会の第1号の職域支部として発足されました。

昭和28年といえば、終戦後の混沌とした時代の中にあっても、新生日本が本格的な歩みを始めた頃でございます。貧しさは残りつつも、自由や正義を日本人自らが自覚し、生命力を持って進み始めた時期であります。

私が、中央大学に入学したのは、その翌年の昭和29年のことであります。

多くの日本人が懸命に新しい日本を築き上げようとする意に呼応するかのようになり、高等学校を卒業したばかりの私は法科の中央の門を叩くべく、単身、故郷福井を旅立ちました。

上野駅を目指す列車は、人いきれでむせ返らんばかりの満員でした。古びた軍服、よれよれのもんぺ、ぼろぼろの洋服といったように、乗客の服装には、依然として戦争の跡が残っていました。しかし、人々の瞳は、戦中とは全く異なり、強い希望に裏打ちされた生き抜かねばな

らないという強い思いがはっきりとみてとれました。

当時は、とても深刻な食糧難の時代でした。

列車には闇米を運ぶおばさんが随分乗っておりました。うつむきながらも歯を食いしばって、しっかりリュックサックを握りしめる彼女たちの姿は、未だに私の記憶からは消えることはありません。どん底から這い上がろうとする人間の生命力の強さに強い感動を抱きました。

その混み合う車中で、私はしゃにむに勉強をして、中央大学の一員となることを夢見ましたが、それと同時に、人々への敬意と信頼は学問以上に重要であり、私心なく人々を敬愛する真の意味での進取の気質が必要だと痛感いたしました。

法曹は人々への尊敬と愛情を旨とする職業であります。その法曹に携わる中央大学出身者の団体である中央大学法曹会の支部設立時期と私の中央大学入学の時期が同じ時代を共有するものであることは、奇遇とはいえ、心の奥底からの感銘を抱くところであります。

まだ、日本国中が貧しかった中央大学法曹会発足当時の法曹の方々は、混乱した社会風紀の中で、ぼろぼろの服に身をまとい、編上靴で法廷を闊歩しながらも、ただひたすらに正義を求め、問題解決に当たっていたことでしょう。中央大学法曹会発足当時の方々が、その後の中央大学を牽引したことを思い起こせば、実は、126年目の歩みを始めた中央大学にあって、関係者すべてがその姿勢と気持ちを今こそ改めて持たなければならないのだと思うのです。

この度の大震災は、国家存亡の危機ともいえるほどの大きな被害をもたらし、国民としても日本の将来のために新たな決意を腹の底から持たねばならない時だと存じております。即ち、事に当たる真摯な姿勢と自らの責任を全うする気概が必要不可欠なのであります。

私は、そのためにこそ、中央大学が他大学に負けない真の教育力をつけ、国際・国内社会において、この国難を乗り越える大学としての真の改革が必要であると考えるのであります。そのため、理事長職のみならず、リーダーというリーダーは、形式的な名誉や地位に執着するこ

となく、自らを懸けて犠牲的精神であらゆることに臨まねばならないと存じております。また、中央大学の理事長職は、与えられた責任をあたかも丸投げするかのようなことであっては、学員52万人に対して顔向けできるものではないと考えております。中央大学にとって、学員は、貴重な財産であり、最も大切にすべき存在の一つであります。その学員への責任を放棄するかのような中央大学となるようであれば、それは本質的な発展は期待できないと存じております。

こうして、私たちは、あらゆる難問を乗り越えていかねばなりません。

学員の皆様とともに、大学のあり得べき姿を真剣に考え、それぞれに自己責任を果たすところに、大学の求める本質的な姿があるものと存じております。本学法科大学院も中央大学法曹会の方々の物心両面による心温まるご支援により、設置後5年を経過して、我が国のみならず世界に向けて、その地位を高めつつあります。

今こそ、法科の中央の伝統を世界に冠たるものとしなければならず、それには、設立60周年を目前にした中央大学法曹会の方々には、これまで以上に、その基本的軸となっただき、中央大学を牽引してくださるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。

感謝



中央大学学長・総長

◆ 永井和之

中央大学法曹会の本学に対するご支援には、大変感謝をしております。特に、法科大学院に対するご支援につきましては、法曹会のご支援なくしては今日の本学法科大学院はあり得なかったと考えております。そして、それは本学の将来像を考えるにあたって、重要な示唆を与えてくれるものと考えております。また、本学創立以来の伝統のなせることかとも思います。

本学の創立者たちが、明治初期における海外への留学経験を有する法曹であったことは周知のところであります。その留学生たちの実態は、1870年7月に大学南校に生徒の留学について明治政府の許可があり、石附実『近代日本の海外留学史』によると皇族や華族などの子弟が海外へいくようになりました。1871年には218人に上っているとされています。実際、1871年の遣米欧特命全権大使岩倉具視の使節団には、50人を超える留学生が同行しています。1875年に東京開成学校の学生を海外へということで、第1回留学生として、法学分野では鳩山和夫・小村寿太郎・菊池武夫（第2代東京法学院院長、初代中央大学学長、ボストン大学法学校へ留学……帰国にあたってミドルテンブルなどを岡村輝彦の案内で見学）がでています。1876年の第2回留学生として、法学の穂積陳重と岡村輝彦（第3代中央大学学長）などが新橋～横浜～サンフランシスコ～NY（菊池武夫・鳩山和夫等と会っている）～イギリス・リバプール～ミドルテンブル入学という経路を辿っています。そして、1880年10月に増島六一郎（英吉利法律学校初代校長）が岩崎弥太郎の援助でイギリス留学（ミドルテンブル）へ出発しています。1887年には土方寧もミドルテンブルへ留学しています。

このような本学創立者たちは、明治維新の時には、子供や少年でありました。実際、増島は10歳、菊池は13歳、穂積と岡村は12歳、奥田義人（第4代学長）は7歳であります。社会の変革期に少年時代を過ごし、青年になったときには、日本の将来を担うという気概を持つに至った創立者たちの、そして「白門」という伝統を創るという意志は、我が国における司法改革の一環として法科大学院制度が確立された時に重なるものがあります。

すなわち、法曹会のみなさんが、本学法科大学院に行った支援は、創立者たちが結集して英吉利法律学校を創立したことが繰り返されたともいえると考えています。実際に、実務家教員の推薦・派遣、教材開発への参画、そして奨学金制度の確立への支援などは、「法科の中央」という本学の伝統を再構築するものであったと評価されることと思います。

このような法科大学院におけるような仕組みが、全学的に構築できるときに、本学は「私学の雄」としての地位を確立することとなると思います。

今日、よく學員のみなさんからいわれることに、本学の社会的な評価が下がっているのではないかとあります。

この社会的な評価とは何かというと、色々な視点があります。例えば、受験者数についてです。この点は、學員時報（第469号）で報道されているように、本年度は86,155人と過去最高を記録しています。しかし、人数は全国6位です。また、東京証券取引所第一部上場企業の社長出身大学ランクは第5位（2010年大学ランキング・朝日新聞出版より）、役員になり

やすい大学ランキング第4位（2009年PRESIDENTより）、高校からの評価ランキング第6位（2010年大学ランキング・朝日新聞出版より）、といった統計資料もあります。これらは国立大学も含んだ資料です。大学の評価とは、このように卒業生たちも含んだ評価ということになっているようです。そのような意味では、また、就職内定率やその進路先というのものも、大きな評価要素ということがいえると思います。このような中でどのような学力の高校生たちが本学を目指しているかが本学の偏差値という形で表れ、それは社会的な評価の一つであります。その点では、本学の社会からの評価は、偏差値という形では必ずしも誇るものとはなっていません。

この点の改善策は、前述の多様な評価項目の総合的な向上をはかるといふしかありません。大学の現場でできることは、基本的には教育力を向上して、本学学生の力を向上させるしかありません。一人でも多くの素晴らしい学生を社会に輩出して、社会からの評価を向上させるということです。そのためにはシステムとしてのカリキュラムを改革し、一人ひとりの教員がそのシステムを理解して、自己の担当する教科の改善をしていくということが必要です。そのキーワードはいかに学生を燃えさせる授業を教員が行うかということに尽きると考えています。確かに、法学部のやる気応援奨学金というような先輩たちの支援策が、それを支えるということもありますので、全体のシステムも大事です。

大学に残った者の一人として、法学部の卒業生の一人として、本学の伝統を発展させる責務を意識して勤めてきましたが、未だ多くの批判を甘受せざるを得ない非力を、法曹会の皆様にはお詫びします。今後、より努力を重ねていく覚悟であります。

中央大学法科大学院の改革

中央大学大学院法務研究科長

◆ 福原紀彦



■日本と世界でのトップクラスのロースクールを目指して

英吉利法律学校として創設された中央大学が125周年を迎え、中大法曹会が60周年を迎えようとする記念すべき時期は、折しも、法科の中央の伝統を形成する基盤になった旧司法試験制度の終焉の時期となりました。今や、新しい法曹養成制度のもとで伝統の継承と発展をはかるための改革が求められる時期が到来したといえます。

中央大学出身の法曹は、最近では、最高裁判事として継続して2名が就任されており、また、この度は、検事総長や東京高検検事長に就任されるなど、司法界での大躍進が大学周年記念と重なったことは、誠に慶賀に堪えません。加えて、中央大学法科大学院修了の司法修習生から、今期は、過去最多となる10名が裁判官に、また10名が検察官に任官したほか、新司法試験合格ルートで国家公務員キャリア特別採用を決める者もあり、わが国の法曹養成制度の転換期においても、中央大学法科大学院は、多数の司法試験合格者を誕生させるとともに、有為の人材を数多く司法界・官界・各界に輩出し続けています。これらは、卒業生・修了生の努力をはじめ教職員の尽力の賜であるとともに、中央大学の法人・教学・学員の一体となった理解と支援のお陰であると感謝しています。

そして、建学以来の伝統を新しい制度のもとで再生し発展させることを使命としている中央大学法科大学院は、わが国の法科大学院制度とその運用の構造的問題に由来する難局を乗り越え、日本と世界での存在価値と存在感をさらに高めるべく、改革の歩みを進めなければなりません。

■法科大学院制度が抱える全国的課題と本学ロースクールの現況

創設から満7年が経過した法科大学院を中心とする新たな法曹養成制度は、政府が当初掲げた法曹人口の拡大目標（平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度）の未達成、司法試験の合格率の低迷、法曹資格取得者の就職困難等を背景に、法科大学院の適性試験の志願者や法科大学院の入学志願者が年々減少していることなどから、制度導入時の理念の実現に懸念が示され、制度の抜本的見直しの必要性が指摘されています。

法科大学院の全国での入学志願者数は、制度が発足した平成16年度は延べ72,800人でしたが、減少傾向にあり、22年度は延べ24,014人に減少しました。本学法科大学院への入学志願者も減少傾向を免れませんが、22年度で1940名の志願者があり、全国的な志願者数に占める割合は全国で最多を争っています。全国で、平成22年の司法試験の合格者数は2,133人（うち新司法試験合格者数は2,074人）であり、新司法試験合格率（合格者数÷受験者数）は、平成22年は過去最低の25.4%（既修者37.2%、未修者17.3%）となりました。平成22年において、本学法科大学院の新司法試験合格者数は189名、同合格率は43.05%（既修者50.32%、未修者25.95%）であり、全国平均を大きく上回り、数・率ともに、全国有数のトップレベルにあります。

文科省は、平成22年3月に、教育成果が低迷する法科大学院に対して、組織見直しを促進するための公的支援の見直しを公表しました。これにより、平成23年の新司法試験結果と同年度に実施される入学者選抜結果によって公的支援

の見直しが断行されることになり、成果が低迷している法科大学院のみならず、指標に該当しない法科大学院でも、新司法試験結果と入学者選抜（志願者獲得）結果の向上に向けて、懸命の努力を重ねています。本学法科大学院は、公的支援見直し対象となる指標に該当しないことはもちろんですが、かといって、相対的に良好な成果に胡座をかくことは決して許されません。これまでの実績に対する国内はもちろん海外からの評価を今後も維持し、日本を代表するロースクールとしての責務と役割を果たしていかなければなりません。以下、そのための改革を紹介します。

■教育の質の向上と入学者選抜の改善

本学法科大学院では、創設以来これまでの経験と実績を検証し、前回受審の認証評価結果や自己点検結果を踏まえて、今次の設置基準改正と認証評価基準改訂を契機に、形式に終わらない実質的な効果を獲得するべく、専門職大学院学則および法科大学院教育課程（カリキュラム）の改正を行い、平成23年4月から実施しています。その主たる目的を、未修入学者向けの教育の改善・充実に置き、改正設置基準で許容される6単位増の枠のうち3単位増を利用して、実務家教授が担当する1年次配当科目「生活紛争と法」を法律基本科目の必修科目とするとともに、1年次に「基礎事案研究」を選択科目に配して文書作成技能をも訓練することとするなど、まさに「実地応用の素を養う」との建学の精神に立脚しつつ、画期的な改正を行うものです。

本学法科大学院は、法学未修者への教育改善・充実を進めて効果的な少人数教育を実施するため、入学定員の一部見直しを行い、入学定員を300名（法学未修者100名、法学既修者200名）から270名（法学未修者70名、法学既修者200名）へ変更しました。法学既修者に比べれば低めの合格率にとどまる法学未修者の教育環境を整え、さらに質の高い法曹養成機関としての役割を担っていく姿勢を内外に示すものであり、カリキュラム改正と一体となった改革です。これに伴い、既に実施している1年次から2年次への進級判定基準をより厳格化して、1年次への原級留置

きの学生の数が増加しても、1クラスの学生数を適正規模に維持できるようにしました。

法科大学院の入学者選抜の方式には、制度創設以来、全国的に見て、法学未修者と法学既修者との別口選抜方式と、一括選抜後の内部振分方式とがあり、本学が率先して採用してきた別口選抜方式の方が優秀な法学既修者を獲得して好成果を生んできたことから、制度間競争において相対的に優位であることが実証されました。そこで、多様な人材を迎え入れる理念に拘泥した内部振分方式を実施してきた国公・私立の有力大学では、最近、入学者選抜を別口選抜方式へと変更する傾向にあります。とくに、九州大学や名古屋大学などの国立大学に続いて、早稲田大学法科大学院が入学者選抜方式を大きく変更したことで、全国の法科大学院志願者動向や入学手続き状況に大きな変動を生じさせています。

これまで、全国トップクラスの志願者数と優秀者層の高い入学手続き率を誇ってきた中央大学法科大学院は、実績と改革を懸命に広報しながら、他大学の改革の影響を排して優位性を維持する努力を続けていますが、予断は許されません。弛まぬ入学者選抜の改革の継続とともに、競争的優位を維持する戦略的広報活動が今後也不可欠です。本学法科大学院では、2010年度入学者選抜から、改革を実施しています。旧司法試験への挑戦という法学部生の勉学へのインセンティブが法科大学院入試への変換で低下してはなりません。今後も、法学部でどれだけ基礎をしっかりと学んでいるかが法科大学院課程の学修成果を大きく左右することは疑いがありません。中央大学法科大学院の既修者判定の高度な内容は、法学部生への叱咤激励であり、法学部教育の水準の維持をはかる上でも重要な意味を有するものと考えています。また、未修者の選抜では、多様なバックグラウンドを持った受験生に対し入学の機会を広げるため、外国語運用能力にも注目しつつ、審査の対象となる書類や記入項目を、受験生が持つ実績や経験をより表現しやすい様式に改め、面接時間も長くしました。幸いにも、これらの改革は社会的にも支持され、一定数の志願者を獲得し、また、本学の

学部出身者の合格者数が増えつつあることは心強いことです。

■後継者養成と法曹継続教育への取り組み

全国的に法科大学院制度が実施されてから、大学や大学院で法学の教育研究の将来を担う人材の養成が大きな課題になっています。とくに学術研究に従事して高度な教育課程を担当するためには、一定の期間に基礎研究や語学力の鍛錬する必要があり、従来の助手制度や大学院博士後期課程をもっと活用することが望まれますが、法科大学院修了生のほとんどは法曹への道を歩み、研究者への道を歩む者は皆無です。せっかく、従来の博士後期課程への進学に配慮する制度設計を工夫しても、志願者がほとんど現れません。有力な大学ほど、今、法科大学院修了生から研究者・教員を養成することが求められています。中央大学は、これまで全国の大学に多くの研究者と教員を輩出してきました。法学関係を見る限りでは、全国各地の大学に所属する中央大学出身の法学部長・教務部長や法務研究科長が数多くおられ、それらの方々から、研究者教員を中大出身者から迎え入れたいとの嬉しい申し出が度々寄せられています。中央大学で後継者養成に当たっている教員は、そうした要請に応える役割を担わなければなりません、必ずしも十分な態勢がとれているとは言えません。

中央大学法科大学院では、自らの教員組織の後継者養成の必要性はもちろん、そうした全国からの要請にも応えるべく、法学部や法学研究科と連携しつつ、改革を進めなければなりません。中央大学法科大学院では、まず、法科大学院修了で新司法試験合格者から任期制助教を迎える制度を導入して、2011年度からの採用を開始しました。今後は、博士後期課程を活用した後継者養成に向けた本格的な取り組みも必要であると考えています。

他方で、法曹に求められる知識や技能のレベルは年々高まっており、とりわけ先端分野における高度専門能力の修得・向上は、すでに法曹資格を得て活躍中の者にとって必要なものとなってきています。すでに、1000名近くの法曹有資

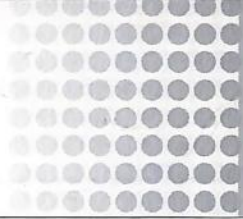
格者を輩出してきた本学法科大学院には、本学はもちろん他大学の修了生等からも、さらに高度な研究や訓練を求める声が寄せられています。

幸いにして、豊富な研究業績や社会で有数の法曹経験を積んだ教授陣が多数存在する中央大学大学院法務研究科においては、法科大学院たる法務専攻（専門職学位課程）に加えて、例えば、法科学専攻（独立博士後期課程）のような組織を設ければ、そうした要請に応えられるでしょう。世界のトップ・ロースクールでは、JD（法務博士課程）に加えて、その上に、JSD（法科学博士課程）を設けていますが、日本でも早晚そうした課程が生まれるでしょうから、本学がその嚆矢となる期待が大きいことを自覚しなければならないと思います。法曹の継続教育という観点では、すでにロースクール・アカデミーを設けて、各種専門講座を開講しているところであり、その経験を踏まえて、既存の大学院組織との調整を図りながら、社会に要請と期待に応える改革を進めたいと思います。

■外国法曹資格取得支援・国際法曹養成と海外ロースクールとの交流

日本の法科大学院制度の運用において特に注意すべき事項のひとつは、国際的に活躍できる法曹をどのように養成するかという観点です。なぜなら、わが国では、法科大学院設置基準や認証評価基準において（それらは最低限の基準であるから）、そうした観点は明記されておらず、各大学院の自主性に委ねてしまっているからです。

諸外国では、国内の需要のみならず国際的な需要に応じて、高度専門職業人を養成する傾向を強めており、法曹養成においても例外ではありません。日本にやや遅れてロースクール制度を導入した韓国では、法科大学院教育課程で国際性の養成を必須として、国外のロースクールとの交流や国際的取り組みを設置基準や認証評価基準で義務づけ、法曹の活躍する舞台として東アジアはもとより世界を視野に入れています。空港や港湾の建設でも東アジアのハブ化を戦略としているお国柄だと言って看過することはできません。ヨーロッパでも、EC域内では、ど



の国で法曹資格を取得したかは、さほど問題ではなく、むしろ、どれだけ広く国際的に活躍できる能力を鍛えたかが重要だと言われています。経済発展がめざましい中国でも、各法学院での国際化の進展は、そこを訪問して体験してみると予想を遙かに上回っていることに気がつきます。

日本では、法科大学院は国内の法曹資格取得が目的だから国際化とは無縁だろうなどと言う声を聞くことがあり、寂しい限りです。日本では、外国法曹資格で活動できる範囲を限って日本の法曹資格を保護していますが、年々強まる外国法事務弁護士制度の拡充要請に抗してばかりいるのではなく、日本の法曹資格をもってアジアで世界で活躍できる人材を養成することを目指さなければならない時代が、もう到来していると言えます。

だからといって、日本のすべての法科大学院が国際化に取り組むことは、おそらく無理でしょう。しかし、有力な法科大学院では、すでに自覚して、着々と改革と具体的取り組みを進めています。中央大学が英吉利法律学校として創設されたとき、英国のミドルテンブルに学び日本人で初めてバリシタの資格を取得していた増島六一郎先生は、日本の法曹養成の水準を、そうせざるを得なかったにせよ、世界水準で構想しておられたことには疑いがありません。その伝統を引き継ぐ本学こそ、法曹養成に国際化の観点を据えるのに相応しいといえます。

日本でも、最近では、外国のロースクールに留学できるルートがあることが、その法科大学院の魅力の一つに見られつつあり、有力な法科大学院で取り組みが始まっています。日本の法科大学院に在籍するか、そこを修了して、さらに、外国のロースクールに留学し、留学先の国の法曹資格を取得できるのであれば、これほど魅力的なことはありません。多くの優秀で志の高い若者を迎え入れるためには、外国のロースクールとの交換留学や外国法曹資格取得を支援できる態勢の構築を、本学法科大学院でも急がなければなりません。そのためには、互惠関係構築のため、外国のロースクールからの留学生を迎え入れる態勢、例えば、英語により日本法

を教授する授業科目を一定数設置することや、そのための教員の確保、施設の国際化等の整備が必要です。有り難いことに、すでに、欧米やアジアの国々の有力・有名なロースクールから、中央大学法科大学院を名指しで、学生交換等や留学生受入のオファーが寄せられています。法科大学院制度のもとで国際的プレゼンスを高めつつある本学で、この好機をどのように活用するか、全学的な国際戦略とも連携しつつ、できるだけ早い時期に具体策を実施したいと思います。

■法曹養成への全学的取り組みへの期待

旧司法試験の実施が終了し、法曹への道が主に法科大学院と新司法試験合格のルートとなり、今年から、予備試験合格と新司法試験合格のルートが例外的に加わります。附属中学や附属高校からの法曹への志や意識の形成、学部時代のしっかりとした基礎づくり、そして法科大学院での専門的学修といった法学学修のプロセスを、切れ目なく支援する仕組みが、教学と法人とでしっかりと形成される必要があります。

そこでは、悲願の新棟のもとでの都心キャンパスの抜本的整備が不可欠です。

今、中央大学法科大学院は、東日本大震災に伴うさまざまな困難を乗り越え、確固たる志をもって法曹を目指す人達を、強く暖かく支援しています。

そして、これからも、タフな法曹を、ハートフル・メソッドにより、数多く養成していきたいと思います。引き続き、中大法曹会の皆さまより、物心両面でご支援を賜りますことを重ねてお願い申し上げます。

3.11以降の法学教育

中央大学法学部長

◆ 橋本基弘



平素中央大学法学部の教育にお力添えを賜り誠にありがとうございます。歴史的な国難とも称される今回の震災で被災された会員の皆様もいらっしゃるかと存じます。法学部としても心からお見舞いを申し上げます。

東北関東大震災は私たちに大きな衝撃を与えました。まず、自然が猛威をふるったとき私たちはいかに小さな存在であるのか思い知らされました。どれほど高い防波堤を設置しようとも、どれほど堅固な水門を設置しようとも、自然の力はいとも簡単に人力を乗り越えてしまいます。自然の前では人間は必ず敗北すべき運命であることを思い知らされたこと、逆から言えば、自然に対しては常に謙虚な姿勢で臨まなければならないことを教えられている気がしてなりません。

次に、人間が自ら作り出したしくみに対して人間がコントロールが及ばなくなることに衝撃を受けました。今もなお、原発事故の現場では多くの人々が暴れ出した人造物と格闘をしています。その勇気と志の高さはどのような賞賛の言葉も足りないくらいです。一方で、人間のために作り出した装置が人間に牙をむいている。この事実により多くの国民は衝撃を受けているのではないのでしょうか

国家は、危機管理の仕組みです。「水を治むる者は国を治むる」とは国家の成り立ちをよく表しています（どれほど規制緩和や地方分権が進んでも治水事業を国は手放しませんでした）。そのしくみが、まさに水によって無に帰してしまっただけでなく、皮肉と言うにはあまりに悲劇的な状況を私たちは毎日目にしています。生命は海から生まれ、水から糧を得て維持されてきました。

地球は水にあふれ、水によってそのシステムを保ってきました。しかし、その水は私たちの生命や、生活、そして未来すら飲み尽くしてしまう。私たちは、そのような危険と隣り合わせで生きてきた。改めてこの事実を思い知らされたのです。

このような事実直面して、大学教育は3.11と否応なく向き合うこととなります。文明に対する衝撃という点で3.11は9.11以上であると言われる。3.11以降、人間と自然、文明の関係を根本から問い直す必要に私たちは迫られています。法学部といえどもこの要請からは無縁ではあり得ません。人間存在の小ささ、無力さを知ること、絶対的な専門知識などあり得ないという事実を知ること、つまり謙虚であることを教えることが求められているともいえます。

一方で、新しい国家や社会のあり方を考える必要にも迫られています。対症療法や小手先の問題解決では対応できません。根本的な哲学が求められています。言うなれば社会のあり方を根本から変えていく思想が求められています。

昨年、わが国ではマイケル・サンデルハーバード大学教授の『白熱教室』が放映され、高い視聴率を得ました。同教授の翻訳書も多くの読者に読まれたようです。一方、『もしも高校野球のマネージャーがドラッカーの「マネジメント」を読んだら』（岩崎夏海著）のヒットをきっかけにして、ピーター・ドラッカー教授の著書も広い層に読まれています。では、このことは何を意味するのでしょうか。マイケル・サンデル教授は「コミュニタリアニズム」という思想的立場を表明しています。これは個人に究極的な価値を置きリベラリズムとも、あるいは国家や

社会に究極的な価値を置く全体主義とも袂を分かたず立場です。個人は社会との関係において成長する、社会の中における個人、社会という負荷を負った個人こそが個人のありようなのだというのがコミュニタリアニズムに共通した立場であると言えます。共同体の中にある個人と個人とのつながりや社会の絆こそ大事だと考えるのです。

一方、ドラッカーは人間の組織がその目的に対して適切に機能する目的論としてマネジメントを定義します。ドラッカーは「マネジメントは専制に代わるものだ」と述べています。人間の組織が自律的に働くためにはマネジメントが必要だということです。

サンデルブームとドラッカーブーム。この現象が表すものは何でしょうか。それは、人間社会への関心、つまり、連帯や人と人のつながり、組織と一人ひとりとのつながりへの関心なのではないかと私は考えています。悲劇的な大災害に遭遇しても日本人は他者との調和を重んじて避難所で生活をしている。被災者同士が食事を分け合って支え合っている。この協調行動はどこから来ているのだろう。「人間は我欲の固まり」なのでは決してなくて、「共通の善」を求め連帯を作り上げていく生き物なのではないか。このような疑問が両者のブームを生んだのではないかと考えているのです。そして、行く末が見えない日本の復興はここにかかっているのではないかとさえ思います。

21世紀の世界に対して日本が発信するものがあるとすれば、災害の中にあっても人と人とのつながりを重んじる生き方や哲学なのではないでしょうか。ドラッカーは「マネジメントは現代人の教養である」と述べています。もし、わが国の復興に中大法学部がなにがしかの貢献をなしえるのなら、この視点を落とすことはできません。

新入生を前にして、私は「誰かのため、何かのために学んでほしい」と述べました。大学で学んだことを世の中をよくするために用いること、これが実学の精神ではないかと考えています。法曹となって社会正義の実現に携わる者、公務や民間企業で社会の発展に貢献する者、中

央大学法学部はそういう人材をこれからも育てていきたいと思います。そのことが日本の復興に寄与することなのではないかと考えるのです。今後とも変わらぬご支援を賜れましたら幸いに存じます。



阿部三郎先生を偲んで

第6期 元判事・弁護士



新海 順次



1 阿部三郎先生の経歴

阿部三郎先生は、平成22年9月8日逝去された。享年84歳であった。

先生は大正15年7月、宮城県牡鹿郡女川町に生まれ、昭和18年12月石巻市立商業学校を卒業後、昭和19年4月中央大学専門部経済科に入学したが、戦局は悪化の一途を辿り、学徒動員で鶴見の軍需工場に、翌昭和20年5月には、陸軍初年兵として、山砲の部隊に配属され兵役につかれているが、間もなく無条件降伏という歴史上経験のない終戦という事態を迎えている。

戦後における先生の学生生活は、容易ではなかったものと推測されるが、幼少の頃からの夢であった弁護士の道を目指し、中央大学の法学部に入学し、本格的に法律の勉強を始め、卒業の翌年である昭和26年に司法試験に合格している。

2 阿部先生との出会い

私と阿部先生との出会いは、昭和27年の春、第6期修習のクラスメイトとして、四谷の司法研修所で前期修習に入った時に遡る。

阿部先生は、昭和29年研修所卒業と同時に、在野法曹の道を、私は裁判官の道を選び、40数年の歳月が流れた後になって、平成11年の春以来、阿部事務所の一員に加えて頂き、11年有余勤めるようになったことは、今になってみると、不思議なご縁があったものと思わざるを得ない。

3 先生の業績

阿部先生の在野法曹としての生涯は、基本的人権の擁護と社会正義の実現に専念したという一語に尽きるが、その足跡を辿ると、単なる概念法学の域に止まらず、法はいかにあるべきかという視点に立って、多彩な活躍と

残された業績の数々には、圧倒されるものがある。

恩師の堂野達也先生と同様に、東弁の会長、日弁連の会長、中央大学の理事長という要職を務め、それぞれ多くの業績を残されてきたことは、万人の認めるところである。

殊に、先生のオウム真理教の破産管財人として、12年にもわたるご苦勞と傑出した成果を残されたことは、先生にして初めてなし得たものであると言っても過言ではないであろう。

平成元年11月の坂本弁護士一家殺害事件、平成6年の松本サリン事件、平成7年2月の目黒公証人役場事務長の拉致事件に次いで、3月20日に地下鉄サリン事件が起きている。

平成7年12月、被害者からオウム真理教に対する破産申立がなされ、その破産管財人として、先生に白羽の矢が立ったのは、先生の経歴並びに坂本弁護士一家が姿を消してから、その消息不明の状態に着目し、その救出を願って熱心に活動されたことなどからすると、当然の成り行きであったと思われる。

管財事務所の確保、当面の破産管財業務の費用をどうするのか、全国的に存在する多数のオウム真理教施設の撤去のためには、莫大な費用の負担が予想され、破産財団の確保どころか却って莫大な赤字になる可能性が考えられる。信者の退去、明け渡しの作業を円滑にすすめられるか等困難な問題が想起される。

しかし、短期間のうちに先生の迅速・的確な行動力が発揮されてゆく。

平成8年3月28日破産宣告決定のなされた日の午後には、亀戸の新東京総本部に赴き、破産管財人の占有管理下におくことを告知、封印等の業務を開始し、3ヶ月位の間、強力な弁護士らの協力を得て、山梨県の上九一色村の施設を始め、全国的に存在した多くの施設を、その占有管理下に置き、その後、信者に対する退去勧告、施設の撤去作業等が実現されている。その間、施設の撤去費用を国の負担で処理できるように関係機関と協議し、実現していること、被害者たる債権者に対する配当率を高めるために、当時、研修所のク

ラスメイトで松永光議員が衆議院予算委員会の委員長をしていたことから、同議員に相談し、その助言もあって、多くの国会議員に働きかけ、その理解を得て「オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律」という特別立法まで制定してもらい、更に、平成12年には、「特定破産法人の破産財団に属するべき財産の回復に関する特別措置法」も成立している。

平成20年12月には先生の念願していた「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」も成立している。

それら特別立法を成立させ得たのは、先生が東京弁護士会に入会した若い時代から、人権擁護委員会に所属し、さまざまな経験を積み重ねてきたことが大きな力となっていたことによるものと思われる。人権擁護にかける崇高な情念と長年にわたる実務経験が基礎にあって、特別立法を次々と成立させたその実行力には、余人の追隨を許さないものがある。

4 中央大学理事長

平成11年5月に、母校中央大学の理事長に推薦され就任し、以後、2期6年間にわたり重責を務められている。

先生の生家には、「温故而知新 可以為師矣」という扁額が飾られている。この言葉は、母校の英吉利法律学校として創立された原点に溯り、その歴史的な資料を収集、分析し、現在、何をなすべきかというテーマを模索し、整理していく手法、先生の着眼点の良さと、優れた方向性、卓越した実行力の支柱になっているものと思われる。

「21世紀に向けての本学の総合的な改革に関する理事会基本方針」を定め、中央大学を世界においても存在感のある大学にしようという目標が示されている。

125周年記念事業を企画し、ロースクール、市ヶ谷キャンパス、多摩学生生活関連棟Cスクエア、後樂園新キャンパス3号館整備棟の事業を着実に実行していった先生の業績は、高い評価を受けることは間違いないであろう。

平成22年11月13日の中央大学創立125周年

記念式典に先生の姿をみることができなかったことは、誠に残念なことであった。

5 事務所旅行

先生は、オウム真理教の管財人として業務が残っている段階で中央大学理事長の重責を引き受け、事務所にも弁護団を組む大型の事件が継続するなど、この10年の忙しさは想像の限りではなく、オーバー気味ではないかと思っていた。

先生の唯一の息抜きは、事務所旅行ではなかったらうか。

特に、オホーツクの海を渡り、利尻岳の島影や、礼文島にも渡り孰盛草に触れたときなどの感動は忘れ難い。

そのほかラベンダーの広がる富良野の原野、金色に輝く中尊寺、能登、輪島の青い海、兼六園、金沢城の散策、満緑の永平寺、福井の丸岡城など、思い出は尽きない。

6 先生の葬儀

平成22年9月12日、13日お通夜と本葬が地元の駒込葬祭場で多くの弔問の人に見守られながら、しめやかに行われたが、母校中央大学や顧問先の方々のご協力もあって、10月14日青山の葬祭場でお別れ会が催され、600名を優に越す弔問客に囲まれ、弁護士会、政財界、大学関係からの弔辞を戴き、先生を送るに相応しい盛大な葬儀が行われた。

友人代表として、修習生時代のクラスメイトである元通産大臣松永光先生が「阿部先生のスケールの偉大な活躍振りを称えながら、少し旅立つのが早いのではないか」という言葉が加えられた。胸を打つものがあった。

阿部三郎先生は、昨年4月18日に体調を崩されて入院した。

途中からリハビリの専門病院に転院し、機能回復のための治療行為を受けていたが、その後の経過も良く、近く自宅療養に切り換える予定と伺っており、いずれ職場に復帰されるものと確信していた。

9月8日、晴天の霹靂のような知らせがあった。阿部先生が1時間程前に亡くなられたと

いうのである。

阿部事務所の一員として、11年有余の期間、少しオーバーワークではないかと心配するほど東奔西走、先頃まで過密なスケジュールを自ら設定し、精力的にこなしていた姿に接していただけに、全く信じ難い知らせであった。未だに、旅立ちが早過ぎるという想いが残っている。

今はただ、先生の御遺徳を偲び、ひたすらご冥福を祈るほかはない。安らかにお休み下さい。

中央大学法曹会，今に連なる来し方・行く方 ～大高満範先生にうかがう



中央大学法曹会・顧問

大高満範

聞き手：広報委員

川崎直人



事務局次長

秋定和宏



(平成22年12月16日)

川崎：大高先生，本日は，お忙しい中ありがとうございます。ございます。

本日は，中央大学法曹会の過去・現在・未来というテーマで大高先生のお話をお伺いしたいと思います。そうは申しましても，中大法曹会の歴史はとても長いと思いますので，中大法曹会の過去のうちでも，現在につながるような過去ということでお話をお伺いしたいと思います。

まずは，大高先生と中大法曹会との関わりからお話をお伺いできますでしょうか。

■中央大学法曹会への関わり

大高：ご承知のとおり，中央大学法曹会は，昭和26年に設立され，中央大学出身の法曹三者を構成員として様々な活動をしています。中央大学には，中央大学卒業生を構成員とする大きな組織として中央大学学会があり，中央大学法曹会は学会の支部という位置付け

になります。

私は，元々は弁護士会の活動を中心にしていたのですが，平成4年頃から徐々に中大法曹会の方にも軸足を傾けていきました。

具体的には，私が所属している学研連，つまり学術研究団体の一つである玉成会を中心として学研連に関する活動を始め，さらに，中大法曹会の活動をするようになりました。

中大法曹会への活動の最初は，「炎の棟」の建設の頃だったかと思います。相当長い期間にわたり議論を尽くした記憶があります。当時は，司法試験の合格者数という面で，中央大学は低迷期にありました。その頃に，私も中大法曹会に積極的に参加するようになったのです。また，その後の中央大学法科大学院設立の際には，事務局長という立場でバックアップをいたしました。そして，平成17年度及び18年度に，中央大学法曹会の幹事長を務めました。

■法職講座、炎の塔と中大法曹会

川崎：旧司法試験と中大法曹会との関わりについてお伺いしますが、今、大高先生がおっしゃられたように、従前、中央大学は旧司法試験のトップだったのですが、その後、司法試験予備校ができ、また、大学の多摩への移転の関係もあるのかもしれませんが、司法試験合格者も徐々に減ってきたという状況にあったと思います。

そんな中で、平成11年に法職講座の改革が行われ、それが現在の法科大学院にもつながっているのではないかと思います。これらに対する中大法曹会の関わりについてお伺いできますでしょうか。

大高：そもそもは、法職講座ができる前提についても、中大法曹会の全面的な協力がありました。それと学研連の協力ですね。2000万円くらいの予算付けをするときに、私も強いネゴシエーションをしながらですが、ご協力を申し上げました。その時は、当時の中桜会幹事長柳澤義信先生（一弁）と一緒に協力してテコ入れをして、今の法職講座ができました。当時は、大学の外郭団体である学研連も力が若干弱まっていた頃でした。しかしながら、私たちの努力により、大学も学研連に随分と協力するようになったという面があると思います。

川崎：今お話のあった2000万円というのは大学の予算のことでしょうか。

大高：そうです。大学の予算を法職講座に振り分けるという意味です。予算を振り分けるにあたっては、もちろん、私たちだけではなく、他の中央大学の理事の方々も大変骨を折って下さいました。

川崎：学研連の力も弱まり、大学としても協力しなければならないという背景から、学研連と大学との協力関係が築かれたのでしょうか。

大高：もちろん、大学としても、法職講座を運営するといっても、中大法曹会や学研連の力がなければ、チューターや講師を集めることもなかなか難しいですからね。そういった意味で、中大法曹会は、予算面だけではなく人的協力も果たしたと思います。

川崎：そういった財政面、人的協力というバックアップにより、司法試験においても成果が上がるようになったということでしょうか。

大高：そのとおりです。そのような成果が現在の中央大学法科大学院にも結びつき、新司法試験も1年目でトップを奪還できたのだと思います。

川崎：今、大高先生のお話にも出てきた法科大学院についてですが、法職講座の枠組がもともと存在していたという点にも良い側面があるように思いますが。

大高：そのとおりですね。法職講座が存在していたことは、時代的にも中央大学の司法試験にとって良かったと思います。

川崎：先ほど大高先生からお話のありました、もう一つの「炎の塔」についてはいかがでしょうか。

大高：ご承知のとおり、中央大学が駿河台にあったときは、それぞれの研究室が、個々の場所で勉強していたのですが、だんだんと色々なところへ移転を求められ、さらに多摩に大学が移転したときは、学研連としても、あまり居心地が良くない面もあったのです。そこで、大学の協力も得なければなりません、自分たちの力、つまり中大法曹会の力でやろうではないかという方向性が実ったのが「炎の塔」です。

川崎：資金的なバックアップもかなりしたのですか。

大高：目標は11億円でしたが、そのほとんどは中大法曹からの寄付でまかなったという理解でも良いのではないかと思います。

■法学部授業と中大法曹会

川崎：中大法学部との関係では、法学部の授業として、法曹論や司法演習であるとか法曹演習などがありますが、確か平成5年からだったように記憶しています。

大高：はい。中大法曹会も中央大学を強化しなければならないと思っておりましたし、大学側からも中大法曹会に講師を推薦してほしいという協力の依頼がありました。

そこで、法曹が講師を務める法曹論や司法

演習・法曹演習といった授業が始まったのです。最高高裁判事であった才口千晴先生も法曹論を担当され、学生からの人気も高かったようです。内容的にはもちろんですが、学生の士気を高めるという意味でも、効果があったと思います。

川崎：私も司法演習を担当していましたので、良くわかります。

講師になるという人が非常に少ないこともあったのですが、中大法曹会も、よくこれだけの人材を提供できたと思います。

大高：我々中大法曹会も、十分に貢献したと思います。

川崎：あれだけの講師の人数を集められるというのは、中大法曹会や学研連の人同士のつながりという面があるのでしょうか。

大高：そうですね。炎の塔のときもそうですが、やはり人同士のつながりという面は大きいのではないのでしょうか。中央大学は、法曹同士のつながりも、結束力も、とても強いものがあると思います。

川崎：私もそのような中大法曹会のつながりや結束力の強さ、そしてきめ細やかなところが法科大学院のいい面に結びついているのではないかと思います。

大高：他大学から中大法科大学院に入学した方々も、みんな喜んでますね。

川崎：皆さん中大出身法曹のつながりの深さと学生に対する真摯さに驚かれていますね。

大高：中央大学の建学の理念でもある実学と、もう一つ家族的情誼というものがあるのですが、これがいい影響を与えているのだと思います。

■法廷傍聴会と中大法曹会

川崎：ほかに、法廷傍聴会も行われていますが、これも平成5年くらいからですか。

大高：なかなか成果が上がっており、大学側も喜んでると聞いています。

川崎：私も引率を担当したことがありますが、当時は、先に刑事手続の概略を説明し、その後法廷を傍聴し、質疑応答の時間を設けていましたね。

大高：あの法廷傍聴会はいいい企画ですね。法廷傍聴会は今も続いているのですよね。

秋定：はい、現在も続いており、多くの学生が参加しています。

川崎：お昼ご飯も用意しているのですよね（笑）。

大高：他にも、中大法曹会では、法科大学院の学生を東京會館に招いて毎年2月に大きな実務家との懇親会を開いていましたね。繰り返しになりますが、そういった点が中大法曹の良さだと思います。他大学から中大法科大学院に入学した大学院生も喜んでいましたね。

■法科大学院エクスターンシップと中大法曹会

川崎：次に、今、大高先生からお話がありました現在の法科大学院との関わりということについて伺います。まずは、エクスターンシップの受け入れ先法律事務所については、かなり尽力されたようですね。

大高：当時は、確か第一東京弁護士会の松家先生が幹事長の頃、そのときは、本当に年末の忙しい時期でしたが、300人くらいの人材を集め、それを整理されて、今日の体制を作られました。これも他大学ロースクールではなかなかできないことだと思います。

川崎：しかも受け入れ先は、対価をもらっていないのですよね。

大高：そうなのです。

秋定：エクスターンシップの受け入れ先は、中大法曹会の先生方なのですよね。

大高：全部中大法曹会が基盤になっているとって良いでしょう。学研連はもちろん、学研連に属していない先生もご協力いただいています。大変な奉仕だと思います。

■奨学金と中大法曹会

川崎：最近の話ですと、法科大学院卒業後の学生に対する奨学金の話がありますね。確か、一人あたり30万円で、20名程度だったと思います。この奨学金というのは、法科大学院を卒業すると奨学金が出なくなることから、卒業から司法試験までの間、つまり本当に必要な時期に、貸与ではなく給付という形で奨学

金を出していますね。

大高：亡くなられた中津靖夫先生が中大法曹会の幹事長のときに一生懸命努力され、これを一弁の奈良道博幹事長のときに実現したように記憶しています。やはり長い間の企画がようやく実りましたね。これも他大学にない制度だと思えます。

川崎：この奨学金制度は、寄付で成り立っているのですかね。

大高：そうです。まさに寄付で成り立っています。

川崎：ただ、法科大学院の卒業生は毎年いますから、そうすると、寄付も毎年集めないで成り立たなくなってしまうですね。

大高：そうです。毎年僅かながらでも継続して寄付をすることが重要で、このような奨学金制度が成り立つのも中大法曹会会員の報恩感謝の気持ちがあるからこそと思います。やはり中央大学卒業生には、大学に対する報恩感謝の気持ちがありますよね。

川崎：この奨学金を受けた人の司法試験合格率は非常に高いと聞いています。

大高：相当の成果を上げていますし、この奨学金を受けた人たちも喜んでいます。

■就職支援と中大法曹会

川崎：昨年10月か11月頃だったように記憶していますが、私の事務所にも届いたファクシミリで、中央大学法曹会が司法修習生に対する就職の紹介がありました。この趣旨や組織というものほどのものなのでしょうか。

大高：これも中津先生の時代から徐々に企画してようやく実現したものです。

ご承知のとおり、いわゆる法曹人口論とも関連しているのですが、司法試験合格後の就職が非常に厳しいということから、中央大学の実をあげようとして始めたもので、一定の成果が上がっていると聞いています。

川崎：この修習生に対する就職斡旋や紹介の話は、単に就職の話だけでなく、もう少し踏み込んだものと聞いています。

大高：そうです。受け入れられる事務所のリストを作り、修習生一人一人にマッチするとこ

ろを紹介し、それがうまくまとまっていると聞いています。きめの細かい紹介ですので、その人その人にあった紹介をしていると思います。もちろん東京だけでなく、全国の中大法曹会の先生からご協力をいただいています。

川崎：就職希望者のリストを作る際には、面接などもしているのですか。

秋定：中大法曹会の進路指導対策委員会が中心となって、今の制度が運営されています。

委員会では、委員会の中に数個の部会を作り、その部会長に就職希望者を割り当てる形で運営しています。その際には、司法修習生の作成した履歴書はもちろん見て必要に応じて添削などをした上で、ほとんどの場合に直接面談を行うということを基本に据えています。

大高：そういったところ、つまり責任を持って人を推薦するというのが中大法曹会ならではの思えます。

川崎：単なる書類だけではないのですね。

大高：そのとおりです。司法修習生を委員会の事務局長の先生に紹介すると、面談をしてきてきっちり就職に至っています。

川崎：司法修習生にも、中大法曹会に相談すればいいということが、周知されつつあるのではないのでしょうか。

就職の支援を受けることのできる司法修習生は、中大法科大学院出身者に限るのでしょうか。

大高：いいえ、中央大学を卒業した司法修習生であると、中央大学法科大学院を卒業した司法修習生であることを問わずに運営しています。

ところで、中大法科大学院出身者も第1回生から同窓会づくりをしているところですが、われわれ歴代中大法曹会幹事長も、中大法曹会の会員の裾野を広げていこうと考え、その結果、他大学卒業生も中大法曹会に入ってきています。私も、法科大学院同窓会にお招きいただき出席しました。

■法科大学院同窓会・教員と中大法曹会

川崎：中大法科大学院同窓会と中大法曹会の関わりもあるのですね。

大高：中央大学法科大学院の同窓会には、私を含め中大法曹会の幹事長を中心に呼ばれて参加して、大いに皆さんと懇親しています。

ご承知のとおり、中央大学を卒業して中央大学以外の法科大学院に行った人についても、是非とも中大法曹会に参加して欲しいと思っています。他大学ロースクール卒業生の司法試験合格祝賀会も、開催しました。中大法曹会は、他大学ロースクール出身者だからといって区別せず、すべて仲間であるという前提で運営されている組織なのです。

川崎：先ほど、ロースクール生との懇親会のお話が出ましたが、対象は中央大学法科大学院生全員ですか。

大高：はい、全員です。2月が時期的に良いということでしたので、私も最初のときにシャンパンを随分寄付して喜んでもらいました(笑)。中央大学法科大学院は家族的に温かい法科大学院だと他のロースクール出身者も言ってくれています。

川崎：中大法科大学院への教員の派遣についてはどうでしょうか。

大高：はい、継続的に中大法曹会として派遣しています。当初から法科大学院側もどのような人を教員にするかという点について、中大法曹会にも声をかけて、中大法曹会の意見も相当程度考慮していたと思います。

川崎：中大法科大学院の実務講師などもそうですね。

大高：そうです。

今は、若手の弁護士も随分法科大学院のお手伝いをしているのですよね。

秋定：実務講師は、授業の手伝いや未習者のフォローをしたりしています。最近では、中大法科大学院卒業生もかなりの人数が実務講師として活動していらっしゃいます。

大高：若い合格者が後進を指導するというのは、学研連の培ってきた方式といって良いと思いますね。

川崎：やはりそのような講師を依頼するにしても、土台として中大法曹会の果たした役割は大きいということでしょうか。

大高：そのとおりだと思います。

やはり中大法曹会には、そういう協力が求められているのではないのでしょうか。法務研究科長もそのような認識でいらっしゃるのではないかと思います。

■中大法曹会の将来

川崎：次に、中大法曹会の将来についてお話をお伺いしたいと思います。

やはり、これだけ法曹の人口が増えてきて、色々な問題が散見されるところですが、その中で中大法曹会が目指すべき方向性についてお聞かせ願えますでしょうか。

大高：中央大学も昨年125周年を迎えました。中大法曹会に所属していらっしゃる皆さんも、連帯意識をもって、また、中大法曹であることに誇りを持って、色々な意味での絆、連携を深くするというのを心していただきたいと思っています。

全国の中大法曹が結束をするということが重要だと思います。確かに中大法曹会は東京中心という面があったのですが、私たちは、やはり全国の声を集約する必要があるということで、各高裁管内を皮切りに中大法曹会の支部を作っていました。それがようやく実現しつつあるというのが現状です。この所期の目的が達成されれば、中大法曹会も、さらに大きな結束力のある組織になると思います。

川崎：中大法曹会の支部ではどのような活動をしているのですか。

大高：支部の定時総会もありますし、中大法曹会本部からも出席し、ときには大学の先生の講演の機会もあつたりします。できるだけ絆を深くしていこうとしています。まだまだ、緒に就いたばかりで、なかなかフォローの行き届かない面もあるでしょうが、北海道支部も会合が開かれ、北海道支部からも本部執行部に対して毎年出席して欲しいというような意見ももらっています。今年の執行部は非常に熱心に活動していると思います。

さらにいえば、仕事の面でも連携できるような関係を将来的には目指していければいいと思います。これは若い法曹にとっても望ましいことではないかと思います。中大法曹会

としても、仕事の紹介をすとか、色んな関係ができるのではないかと思います。このような組織を作ることができれば非常にいいと思います。ただ、中大法曹は、ギブアンドテイクというか、仕事面での付き合いについてあまり積極的でない部分があると思いますが、今後は、仕事上の付き合いも深めて行くことができればと思います。

ご承知のとおり、中央大学卒業生で組織される学会の中には、中大法曹会、南甲倶楽部、国会白門会、体育会などの職域による支部や、卒業年次による支部もあります。そのような各支部の活動が全体的な学会の活動につながっているという面もありますので、それぞれの支部の中だけではなく、仕事の紹介も含めた仕事上の協力体制を相互に築いていくことも重要ではないかと思っています。

川崎：法科大学院生の指導と就職支援については、現在の執行部も中心課題として進めているところでしょうか、中大法曹会としては、仕事面での協力体制の構築が次の目標ということでしょうか。

大高：そのように相互の協力・連携関係を築くことにより学会全体の基盤も強固になっていくと思います。

中大法曹会でも、年4回の幹事会の際に、若手法曹にもためになる講演会を開催していますので、是非若手会員にも参加して欲しい

と思っています。そうして、若手会員の方々が積極的に参加することにより、人同士の付き合いと仕事分野の拡張もあるのではないのでしょうか。

また、中大法曹会としては、隣接業種例えば、公認会計士、司法書士、社会保険労務士などの他団体とも付き合いを増やしていったら良いのではないのでしょうか。

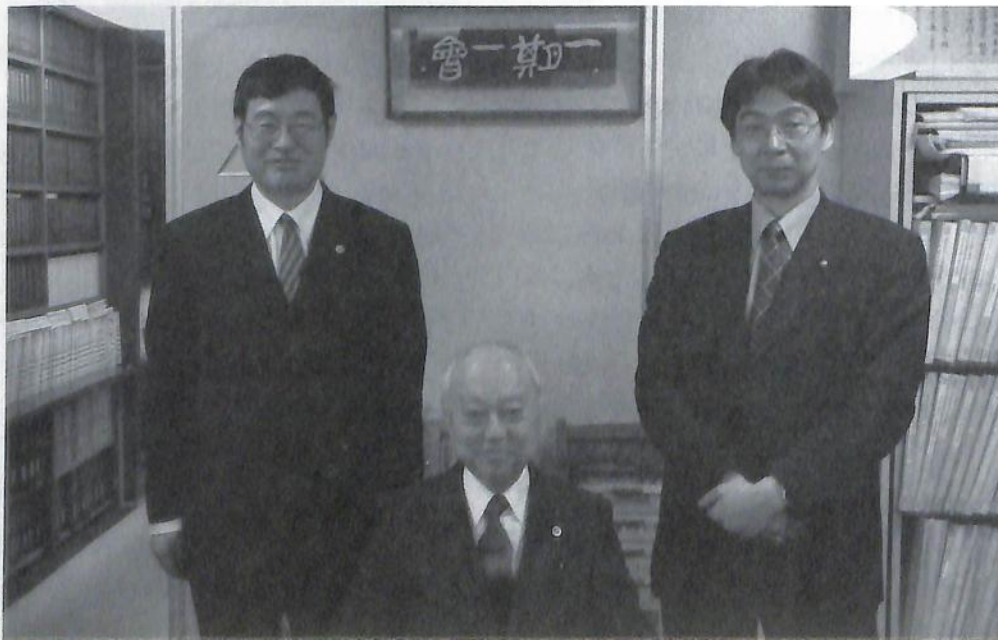
ここ2年くらい、中大法曹会と南甲倶楽部との交流会も始まっていますが、私も協力を惜しまないつもりです。

■若手会員へのメッセージ

川崎：最後に、若手法曹、司法修習生、法科大学院生に対するメッセージがありましたらお願いします。

大高：中央大学も125周年をきっかけに、白門の誇りをもう少し高める方向での志気を涵養していく必要があります。後輩に対しても、中大の結束を図る方向での積極的な活躍を期待しています。今までも中大は結束してはいますが、さらに全体の良さということを充実できればと思っています。この点については、私たち先輩にあたるものの責任はもちろんあるのですが、若手会員の方にも是非ともご尽力いただきたいと思います。

川崎：本日は、どうもありがとうございました。



中央大学法曹会 若手会員の積極的参加を求めて

出席者：正 込 大 輔 会員 (61期)
 春 山 修 平 会員 (62期)
 柳 井 幸 会員 (62期)
 窪 木 登志子 会員 (広報委員長・39期)
 田 瀬 英 俊 会員 (事務局次長・50期)
 秋 定 和 宏 会員 (事務局次長・54期)
 鍛 冶 美奈登 会員 (事務局次長・61期)

(平成23年1月17日)

■はじめに

窪木：本日は、お忙しい中をありがとうございます。39期の窪木登志子と申します。

本日、皆さんにお集まりいただきましたのは、若手会員の皆さんが中央大学法曹会に対して何を求めるか、何をどうやって活性化していこうかについて是非ざっくばらんなご意見をお聞かせいただきたいと思ったからです。

と申しますのも、私個人の意見ですが、中央大学には、その歴史の長さ、活動の広さそして深さからしても、極めて多くの尊敬する先輩方がいらっしゃいますので、我々後輩、特にこれからの若手会員は、先輩方が築き上げてきたものを継承していくことがひとつ重要なことではないか、と思っています。

数多くの優秀な先輩方がいらっしゃるということは、明らかに素晴らしい財産であり、社会的プレゼンスとなりますので、多くの方がそれを継承するためにどのようにすればよいかです。

また研修所よりも法科大学院のクラスの方が顔もわかる、気心も知れると聞いていますので、中大ロースクール同窓を基盤として何ができるか、という視点からも、是非おうかがいしたいと思います。私は専ら聞き役です。

それではまず、皆さんに自己紹介をしていただければと思います。

■自己紹介

田瀬：50期の田瀬です。早いもので、弁護士登録から15年目になります。今は、渋谷区恵比寿で田瀬法律事務所を開設しています。昨年、弁護士を一人雇い入れまして、現在は、弁護士2名と事務局3名の合計5名体制です。

扱っている事件としては、簡単にいえば、何でもします。離婚、不法行為、賃貸借、過払い、自己破産なども扱っています。町医者のような事務所ですが、今後業務拡大を積極的に図る予定で、今年は、その試金石として、弁護士同士でコラボレートをしつつ、各弁護士及び事務所の業務拡大を図ってみたいと思っています。

秋定：54期の秋定です。私の事務所は、弁護士2名と事務局1名の合計3名体制です。扱っている事件としては、いわゆる一般民事で、そのうちでも概ね企業側の案件です。他方で、家事事件はほとんどありませんし、破産管財人は日常的に引き受けていますが、反対に破



産等の申立を含めた債務整理は多くはありません。刑事事件については、被疑者国選事件などの割り当てがあれば受けています。

鍛冶：新61期の鍛冶美奈登です。中央大学出身で中央大学ロースクールの出身です。曙綜合法律事務所という8名の弁護士が所属する事務所におりまして、中大法曹会幹事長の千葉のもとで働いています。案件としては、一般民事の企業側の仕事が80%で、個人側の事件が20%です。業界としては、不動産業者、貸金業者、病院、それからIT関係の会社からの案件が多いです。

正込：新61期の正込大輔です。中央大学法学部出身で中大ロースクールを卒業しました。所属事務所は、弁護士8名の事務所に勤務しています。扱っている案件としては、企業法務的な一般民事で、顧問先が多くありますので、顧問先の対応が多くあります。刑事事件については、個人で国選事件をたまに受ける程度です。案件の特徴としては、訴訟事件ももちろんありますが、契約書のレビューであるとか、意見書の作成などが比較的多いかなという気がしています。

柳井：新62期の柳井幸です。事務所は、弁護士が5人ほどおりまして、ボスが中大出身の伊達俊二先生です。私は、ロースクールは中大で、学部は一橋出身です。中大ロースクール時代に伊達先生の授業を受けていたご縁で伊達先生の事務所に入りました。事務所の仕事としては、一般民事を幅広く扱っています。企業側もありますし、個人側の事件も、それから家事事件もあります。特色としては、件数的にはそれ程多いわけではないのですが、他の事務所に比べると、刑事事件が比較的多いように思います。このように感じる理由は、刑事事件の中でも比較的時間のかかる事件が同時並行的に複数あったりすることによるのだと思います。裁判員裁判の事件も受任しています。

春山：新62期の春山修平と申します。私も中央大学卒業で、中央大学ロースクールを卒業しました。現在勤務している事務所は、正込先生と同じ事務所です。事務所の案件としては、

先ほど正込先生がおっしゃったとおりですが、個人的にはインターネット関係の事案があります。私は、現在弁護士2年目ですが、ちょうど交通事故や家事の事件も幅広く経験させてもらっています。

■司法研修所同期生のつながり

秋定：では、まず教えていただきたいのですが、現在、司法研修所同期生どうしのつながりはどうなっているのでしょうか。

鍛冶：司法研修所のクラスは、以前のような様々な修習地の修習生が1つのクラスにいるというのではなく、いくつかの修習地の集まりが1つのクラスを構成する形になっています。

柳井：しかも、今は前期修習がなく、すぐに実務修習に入りますので、クラスのメンバーが1つのクラスで机を並べるのは、後期修習の8月ころからです。そのことから、司法研修所のクラスよりも実務修習地の同じ班のメンバーとのつながりの方が深いように思います。

■ロースクール同窓生のつながり

秋定：今日お集まりいただいた若手の先生方は、鍛冶先生にもっばらお声掛けいただいております。皆さんはどのような関係になるのですか。

鍛冶：中大ロースクールの同期や修習同期、その後輩にあたる方たちなのですが、その中でも、これまでの中大法曹会の行事にご参加下さった方々です。柳井先生とは弁護士会の派閥での知り合いですし、ロースクールもクラスは違いますが、同級生です。



正込：みんな顔見知りです（笑）。

秋定：私たちの年代ですと、ロースクールがありませんので、ロースクール生同士のつながりというのがどんなものなのか、実は良くわからないのですが、どんなものでしょうか？

正込：1つ学年が違くと、なかなかわかりません。

柳井：同じ学年でも、学年ごとの人数が多いので、実は名前も顔もわからない人がいたりします。

秋定：同一学年にメーリングリストのようなものはあるのですか。

柳井：クラスごとにメーリングリストを作ったりはしているのですが、実際に十分機能しているかというところ難しいところです。

鍛治：確かにそうですね。

田瀬：中大ロースクールの一学年は何人くらいですか。

鍛治：300人弱でしょうか。

正込：一学年6クラスで、1クラス50人くらいです。

■研修会の開催

鍛治：ロースクールの同窓会も色々と頑張っているのですが、なかなか人が集まらないという面もあります。

その意味で、ロースクールの同窓会も、中大法曹会と同じ悩みを抱えていて、どのようにすれば、若手の皆さんに積極的に参加してもらえるかということも色々考えている状況です。

例えば、勉強会を開催して、魅力的なテーマを設定すれば、最も多くの人に参加してもらえるという結論に達したものの、なか



なか実現に至るのが難しいというのが現状かと思えます。

田瀬：以前、第二東京弁護士会の笠井直人先生に倒産関係の講義をしていただいたときに、笠井先生がいわゆる大きな倒産事件を扱っていらっしゃるからということもあるのでしょうか、その講義は、とても実践的だったように思います。出席された若手会員の皆案にも有益だったのではないのでしょうか。

笠井先生の研修会が一つの例ですが、今、鍛治先生もおっしゃったように、実践的な研修会で皆さんの興味のあるテーマをピックアップすれば出席したいという気持ちはありますか。

正込：それは出席したいと思います。

田瀬：どんなテーマであれば参加してみたいと思いますか。

正込：例えば弁護士登録一年目であれば、労働法関係の入門編で、基本的な分野ではあるけれども、それまでに選択科目として選択していないと未知の分野であるというようなものが多いと思います。私も、弁護士登録一年目に出席したのは、労働法や破産法の分野です。

田瀬：柳井先生はどうですか。

柳井：確かに労働法や破産法の分野は、もし研修会が開催されれば参加したいと思います。その他にも、私は、司法修習生時代に弁護士会の派閥の講義に参加したことがあるのですが、それは民事介入暴力に関するものでした。いわゆる民暴事件に関しては、ただちに弁護士業務につながるものではないのかもしれませんが、弁護士業務の幅広さを感じて興味深く思いました。

本格的に勉強するぞというものではなくとも、行ってみようかなと思える分野もいいのではないのでしょうか。

田瀬：春山先生はどうですか。

春山：分野にかかわらず、実務の仕組みを教えてくださいのようなものといいますか、実務の勘所というのでしょうか、そのようなものを教えてくださいのものはありがたいと思います。

また、以前、税金の申告についての研修会があり、それはありがたかったです。弁護士一年目ですと確定申告も初めてですから、そ

ういった研修会があれば人も集まるのではないのでしょうか。

鍛冶：簡単な簿記知識といったものもいいですね。

秋定：今、多数の若手の皆さんに参加してもらうには、研修会が良いのではないかという話がありましたが、おそらく、研修会を開催するという点については、各弁護士会でも考えて実施しているし、各派閥でも実施されています。そして、皆さんもご承知のとおり、中大法曹会も現に研修会を実施しています。そうすると多くの団体・組織が労働法や倒産法の研修会、それから先ほどの弁護士としての税務申告の話も含め、いろんな団体・組織が研修会を開催しているのが現状かと思いません。

そうした場合に、中大法曹会としてそのような研修会を開催したとして、はたしてどのくらいの人数が参加してくれるのでしょうか。

■開催回数、懇親会

鍛冶：そうですね。他の団体と中大法曹会との違いがあるとすれば、中大法曹会の場合は、研修会の後に必ずといっていいほど懇親会がありますので、その中で同窓会的な集まりが可能という点になってしまうのかもしれませんがね（笑）。

田瀬：弁護士の派閥の主催する勉強会については、かなりFAXが送られてきますよね。それが中大法曹会から送られてくる勉強会や研修会のFAXとで、皆さんに受けとめ方の違いはあるのでしょうか。

正込：中大法曹会は規模が大きく、その意味で、かえって身構えてしまうという人もいるのかもしれない。

春山：中大法曹会には、当然ですが中大出身の先生が数多くいらっしゃるのですが、講師をお引き受けくださる先生も多くいらっしゃるのではないかというイメージはあります。私も同じ派閥ではない先生のお話を伺う機会として有意義な面はあると思います。

私は、中大法曹会では、勉強会や研修会が派閥ほど頻繁ではないようなイメージがあり、その意味でなかなか積極的に参加しづらい面

があるのかもしれないと思います。

■弁護士の派閥を含めた組織・団体に対する若手会員のイメージ

秋定：ところで、皆さん弁護士の派閥に対するイメージとしてはどのようなものを持っていらっしゃるでしょうか。

正込：政治的な意味はもちろんあるのかもしれませんが、あまりマイナスのイメージは持っていません。

鍛冶：私も自分から積極的に派閥の活動に関与し始めたわけではないのですが、関わり始めてみると、色々な先生との接点もできますし、自分の帰る場所のようなところでもあり、愛着もわいてきます。

柳井：現実に弁護士業務をしていて、なかなかざっくばらんにいろいろな先生方とお話しする機会は意外に多くないので、そのような機会を多く持つことができるという意味でいいのかなと思います。

春山：私も身構えることなく派閥の活動をやらせていただいていますね。

田瀬：弁護士の派閥に対しては、割と好意的にとらえられているようですね。ところで女性からみて、派閥活動というのはどうですか。嫌だなと思うことはありますか。

柳井：私としては、1期上に鍛冶先生もいらっしゃいますし、他の女性の若手の先生も精力的に活動していらっしゃいますので、特に嫌な点というのはないですね。

■若手会員が参加しやすい時刻、周知方法

秋定：皆さんはこの座談会にもご参加下さっていますが、他の若手会員がなかなか中大法曹



会に参加してもらえないのはどういった点に理由があるのでしょうか。

鍛治：中大法曹会のイベントへの若手会員の参加が多いとはいえない理由は、例えば、私が個人的に出席をお願いするために電話をかけると、その人が中大法曹会の存在自体をあまり知らなかったというケースもありました。確かに色々と中大法曹会執行部でFAXを流しているのですが、それだけだとなかなか伝わりにくいという点もあるのではないのでしょうか。その意味で、今後は、告知や広告の方法も考えなければならぬのかなと思います。

あと、色々なイベントの開始時間についてですが、午後6時に開始だと、若手には少し早いという意見も出たりします。

柳井：中大法曹会の認知度についてですが、中大法曹会の存在を知ってはいても、自分の同級生に近い人がその活動に関わっているということをなかなか知らない部分もあるのかなと思います。

■若手会員のネットワークづくり

田瀬：ところで、皆さんから見て、中大法曹会に参加するメリットというのはどんなものがありますか。個人的に想像すると、何らかのスキルアップにつながるとか、仕事につながるという面など実際の・実利的な面でのプラスが求められているように思うのですが、いかがでしょうか。

正込：確かに、案内の送られてきた研修会や講義などで、自分にとって勉強になりそうだなと思ったものについて出席するという側面はあったと思います。

田瀬：私も弁護士会の派閥で若手会員のみの勉



強会を主宰していましたが、現在、私は、いわゆる企業のオーナー向けに、弁護士だけでなく、他の関連業種を含めた横のつながりによる団体・組織を立ち上げ、様々なニーズに応えられるような組織作りを展開していこうと思っています。これは鍛治先生ともお話ししているところなのですが、私としても、それがうまく展開していけば、協力して下さる先生も必要になってくる。その際に、ではどうやって先生を見つけるかといえ、やはり人間関係かと思います。

そもそも私と鍛治先生も、中大法曹会の執行部を縁として顔見知りになり、その中で色々話しているうちに、先ほどのような話になっています。私としては、個人的な意見ですが、どんどん中大法曹会に出席していただいて、多くの先輩と顔見知りになって人間関係を構築することが実利的な面にもつながってくるのではないかと思います。皆さんいかがでしょうか。

柳井：色々な人同士のネットワークを持つことはいいことだと思います。その意味で中大法曹会という大きな団体に属してネットワークが広がるということは、若手会員にとっても大きなメリットの1つになると思います。

正込：先ほどから勉強会の話もありますが、私も実際のところ勉強会のみということあまりイメージしておらず、勉強会の後に、懇親会があり、その際にいろいろな世代の方々と胸襟を開いてお話ができ、結果としてネットワークができるという面は大きなメリットだと思います。ただ、意外に60期以下の人たちには、そういった意識が少ない人もいるのではないかと思います。もちろん、若手からすると、なかなか参加しづらいという面があるのかもしれませんが。

田瀬：なかなか行きづらいですね。先輩方が多くいらっしゃるところで、ツカヅカと入っていくというのも。

そうすると、やはり、先輩側で、積極的に「来ないか」とか誘ってくれるといいのでしょうか。

春山：たまに参加するだけでは、やはり名刺交換程度にとどまってしまうので、やはり

回数的にもなるべく参加しないと、強い人的関係というのはなかなか構築できない気がします。

■10期上の先輩がいれば

鍛治：中大法曹会も、若手が抱えている行きにくいイメージがあるのであれば、それをどう変えていくのかということも考えなければならぬのかもしれないですね。

また、比率として、私たちを引っ張ってくださるような先生方、例えば50期前後の私たちにある程度近い期の先生方の中大法曹会への参加があまり多くないような気がします。

田瀬：確かに50期前後であればともかく、20期前後の先生方に、ドーンとぶつかっていくというものなかなかしづらいですね。

正込：あまり期の上の先生ですと、恐れ多くて気が引けてしまう面もあります。

■共通項を生かして、ネットワークを

窪木：中大法曹会には、同じ大学やロースクールを選び、そこで学んだという、理屈なしの共通項がありますから、同じ中大法曹会に属しているというだけで安心感につながると思います。例えば、何か仕事をお願いするにしても、会ったり話したりしたこともない人をお願いすることはなく、やはり、色々な場面で、その人のことをよく知っているからこそお願いできるという面がありますね。そうすると、人同士のつながりやネットワークは、実利的な面でもメリットがあるように思います。そういうネットワークを広げていくことができればいいですね。

ただ、あまり実利的な面のみを強調しすぎると、人同士のつながりという面ではちょっとどうかと思うところもありますが。

田瀬：その意味では、法曹だけにとどまらず、実業界や他の士業も含めた色々な中大卒業生の方々との知り合いが増えるというのも、勉強になりますし、意味が大きいと思います。できれば、同世代同士の横のつながりも増えていけばいいと思いますが、どうでしょうか。

鍛治：そういう形で、色々なネットワークが広がっていくのはとてもいいことですね。

田瀬：期の上の大先輩方も、皆さんが来て迷惑に感じる人はいないでしょうから、どんどん飛び込んでいっていただければと思います。

窪木：中大法曹会には諸先輩方が築き上げた多くの財産があり、これをどうやって若手会員の皆さんに引き継いでいくかという点が重要ですね。せっかく先輩方が築き上げてきたものを引き継げないのはもったいないですね。

さて、予定された終了時間も迫ってきました。先ほどのお話にもありましたように、中大法曹会のいいところは、こういった会の後に必ずといっていいほど、懇親会がセットで用意されているところです。今夜は、田瀬先生が懇親会の場所をセッティングして下さっていますので、さらに忌憚のないお話を懇親会の場でお伺いできればと思います。本日は、お忙しい中をご参加下さり、また貴重なご意見を下さり、本当にありがとうございました。



法科大学院修了後の5年間を振り返って



山口県弁護士会・弁護士

◆ 黒川 裕 希

第1 はじめに

この度、「中大法曹」への寄稿を依頼されたので、私が中央大学法科大学院を修了してからの5年間について述べさせていただきます。

まず、私の略歴は概ね次のとおりです。私は、平成16年3月に中央大学法学部法律学科を卒業後、4月に同大学法科大学院に入学し、平成18年3月に同大学院を修了しました。そして、同年9月に司法試験に合格し、広島での司法修習を経て、平成19年12月に山口県弁護士会に弁護士登録し、末永汎本弁護士が主宰する弁護士法人末永法律事務所に入所しました。

なお、末永弁護士も中央大学出身で、真法会研究室に所属しており、私が法科大学院時代にエクスターンシップをさせてもらったのがきっかけの入所となりました。ちなみに、私は、大学在学中は、中櫻会研究室に所属していました。

第2 中央大学法科大学院同窓会について

私ども中央大学法科大学院第1期修了生は、平成18年11月に同大学院同窓会を設立し、縁あって私が初代会長を拝命することとなりました。この同窓会は、同大学院を修了した者を正会員、先生方を特別会員として構成されており、毎年、修了生が自動的に会員となる仕組みになっております。

この同窓会は、諸外国のロースクールの同窓会に倣って設立したのですが、ここで、私を中心になって設立しようと思うようになったきっかけについてお話しします。

まず、同窓会構想については、私たちが法科大学院を修了した直後から、さまざまな方面で議論されていました。しかしながら、合格発表

までは、みな期待と不安が交錯しなかなか同窓会設立に向けた具体的な準備は進みませんでした。

そのような中で、9月の合格発表を迎えました。合格発表後、ともに合格した、それまで一緒にゼミを組んでいたメンバーと食事をしていた際、そのメンバーから早く同窓会を作らないとみんなそれぞれの出身大学に帰ってしまうから、早く同窓会を作るべきであるといわば恫喝(?)されました。このゼミは6人で行っていたのですが、出身大学はバラバラで、中央大学は私だけで、後は東京大学3名、一橋大学1名、慶應義塾大学1名でした。

このとき、私は、同窓会の必要性を痛感したのです。ご案内のとおり、中央大学法科大学院は、中央大学出身者が全体の3割程度で、それ以外は他大学出身者です。せっかく縁あって中央大学法科大学院に来てくれた他大学出身者にも中央大学を母校と思ってもらうことは中央大学法科大学院の将来にとっても重要であると考えました。

そこで、早速同窓会設立に向けた準備を始めました。20数名の発起人で設立準備委員会を作り、同窓会の設立準備を行いました。そして、平成18年11月11日に、永井和之総長・学長等のご来賓のご列席のもと、正会員及び特別会員等70名以上の参加を得て、設立総会、懇親会を実施しました。

その後も、毎年、定期総会、懇親会を実施しており、近年は、それに加えて、5月に、判、検、弁となった修了生が自らの就職活動や司法修習生活を新修了生に対し講演する就職ガイダンスを、さらに11月ころに、その年の合格者が

来年新司法試験を実施する学生にアドバイスを
する会などの活動を実施しております。現在、
同窓会の会長は、第1期末修出身の山崎健介弁
護士が務めておりますが、同弁護士の出身大学
は中央大学ではなく、役員の多くも中央大学以
外の大学出身者で占められています。

このことから、所期の目的は一応達成でき
たものと考えております。

今後も、中央大学法科大学院同窓会の活動に
際しまして、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお
願い申し上げます。

第3 山口での3年間の弁護士生活につ いて

私が勤務している弁護士法人末永法律事務所
は、山口市内にあり、末永汎本弁護士、末永久
大弁護士、高村正彦代議士と私の4人で執務し
ております。業務内容は、企業や医療機関等か
らの相談や訴訟等が主たるものです。もっとも、
山口県弁護士会は総勢140名程度の小規模会だ
ることから、ほかに、国選弁護やクレサラ、
家事事件等、幅広い業務を行っております。ま
た、裁判員裁判も経験でき、非常に充実した3
年間でした。

今振り返ってみても、中央大学法科大学院で
の授業は非常に役に立ったと思います。

第4 中大法曹九州・山口大会について

九州と山口で業務を行っている中大法曹は、
毎年1回各地を持ち回りで大会を開催しており
ます。

この大会は、中央大学出身者のみならず、中
央大学法科大学院出身者も参加しており、毎年、
中大法曹会の執行部の先生方や大学の先生方を
来賓としてお迎えし、50名から60名規模で開催
しております。私は第2回の宮崎大会以降、沖
縄、山口（下関）、鹿児島の大大会に参加させ
ていただいております。

この大会には、50期代後半以降の法曹も多数
参加しており、昨年実施した山口下関大会では、
全参加者の4分の1程度が50期代後半以降の法
曹でした。

このように、私たちのような若い世代も今後、

ますます中大法曹会の行事に参加させていただ
きたいと思います。

第5 最後に

以上、とりとめもなく法科大学院を修了した
後の5年間を振り返って書かせていただきました
が、今後も中大法曹会を初めとする中央大学
関係の行事に積極的に参加してまいりたいと思
いますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお
願い申し上げます。

企業内弁護士の業務・期待される役割について



弁護士

◆ 小野 征彦

1. はじめに

私は、大学卒業後7年間システムエンジニアとして会社勤務した後、平成20年12月に弁護士登録し、翌年1月から現在までソフトバンクBB株式会社法務部とソフトバンクモバイル株式会社法務部において企業内弁護士として勤務しております。

このたび、企業内弁護士としての活動について寄稿して欲しいとのご依頼を受けましたので、僭越ながら企業内弁護士としての業務・期待されている役割について述べさせていただきます。なお、本稿は、私が所属する企業・法務部の見解を表すものではありません。

2. 企業内弁護士の業務内容

私の企業内弁護士としての業務は、一般の法務部員と差はなく、以下の4業務があります。

①契約審査

自社が締結する契約書に、必要十分な条項が設けられているか、内容不明確なため後で争いになりそうな条項が設けられていないか、自社にとって受け入れがたいほど不利な条項はないかをチェックする業務です。

②他部署からの法律相談

商品・サービスを開発・改良する場合、他部署からの相談をうけて法務部が、法的リスクがないかチェック・助言します。法務部内の調査で結論を出す場合もありますが、全く新しい商品・サービスの場合は文献・判例がないため、外部弁護士の意見書をとったり、行政当局の見解を聞いたりすることもあります。

③紛争解決（訴訟を含む）

紛争を起こさせないことがベストですが、紛争

が起きた場合には、最終的に法務部で対応します。裁判の場合もあれば、裁判外の紛争処理の場合もあります。裁判の場合は、企業内弁護士は訴訟代理人として活動します。

④コンプライアンス体制整備

法務部が契約審査（上記①）や法律相談（同②）により法的リスクをチェックできるのは、他部署が法務部に契約審査申請や法律相談をしてきた場合だけです。しかし企業が抱える法的リスクは、契約書や法律相談以外にも潜在します。

そこで、会社に潜在する法的リスクについて法務部から積極的に情報収集し、リスクを検知した場合は今後そのようなリスクを生じさせない仕組みを整備していきます。

3. 企業内弁護士の勤務時間

私の企業内弁護士としての業務内容は上記の通りですが、その業務を含めた平均的な勤務時間の内訳は、以下の通りとなります。

- ・契約審査
70時間
- ・他部署からの法律相談
66時間
- ・紛争解決（訴訟を含む）
53時間（*1）
- ・コンプライアンス体制整備
6時間（*2）
- ・社内勉強会・社外セミナー
10時間
- ・弁護士会活動
3時間（*3）
- ・その他間接業務
37時間
- ・合計

245時間

- *1 私は企業内弁護士ということもあり、一般の法務部員より優先的に訴訟を担当案件に回してもらっているため、一般の法務部員より紛争解決に携わっている時間が多くなっています。
- *2 当社には法務部とは別にコンプライアンス部があり、コンプライアンス体制整備はコンプライアンス部が中心となって推進しています。そのため法務部員としての私は、コンプライアンス体制整備に携わる時間は多くありません。
- *3 弁護士会活動3時間というのは、定時時間内に参加した時間を指し、定時時間後に参加した弁護士会活動は含みません。

4. 企業内弁護士に期待されている役割

私は業務において、今後、企業内弁護士に期待される役割は以下のようなものと考えます。

(a) 法的レピュテーションリスクの回避

法務部の役割は、企業の法的なレピュテーションリスクを回避することです。したがって商品・サービスが法令に抵触する場合はもとより、抵触する疑いがありそれによって企業に重大なレピュテーションリスクが生じる場合は、会社にもその商品・サービスを止めさせなければなりません。

しかし、一般の法務部員が体を張って、会社が推進しようとしている商品・サービスを止めさせるというのは難しいのが現状です。その理由の一つは、他部署にいた経験や他部署に異動する可能性があることにより、外部からの中立的視点で会社を見ることよりも、他部署への配慮を優先してしまいがちな点にあると考えます。その点、弁護士は、中立的視点から物事を判断したり、意見を異にする相手方を説得したりする訓練・経験を積んでいます。

そのため、法務部として会社にもその商品・サービスを止めさせなければならないとき、企業内弁護士は法務部の中で主導的役割を求められます。

ただし、いざ会社にもその商品・サービスを止めさせる場合であっても、法務部の意見を他部

署に押し付けるのではなく、他部署と一緒になって代替案を検討する姿勢を示し、代替案が見つからなくても法務部の意見はもっともであるという納得感をもってもらうことが肝要です（これは、いざというとき以外の普段の業務においても必要な姿勢です）。

(b) 紛争解決における早期関与による早期解決
弁護士は、両当事者の言い分を聞き、落とし処のあたりをつける訓練・経験を積んでいます。そのため、紛争解決において、もっと早期に企業内弁護士が関与していれば、こんなにこじれなくて済んだという感想を持つケースは少なくありません。

紛争をこじらせずに解決すれば、企業のレピュテーションリスクを低減でき、またこじれた後に解決するよりも対応に時間が掛からず、業務効率が上がります。

(c) 契約審査等の業務の効率化

契約審査は法務部の主要な業務の一つですが、企業内弁護士が契約審査に忙殺されてしまうと、本来企業内弁護士に期待されている役割（上記(a)(b)）を果たせなくなります。

特に、法務部員に定員があり、弁護士を雇った場合、その分一般の法務部員を他部署に異動させる方針を採っている企業においては、この可能性は高くなります。

そのため、企業内弁護士は、典型的な契約を雛型化するなどの改善策を積極的に提案し、業務効率を上げる役割までも期待されます。

5. 終わりに

2年余りという私の拙い企業内弁護士経験ではありますが、今後企業内弁護士になろうとする方の参考になればご幸甚です。

これからも企業内弁護士として精進しますので、ご指導ご鞭撻宜しくお願い申し上げます。

被災して感じたこと

福島県弁護士会・弁護士

◆ 石森雄一郎



1 私の経歴

私は、昭和54年に福島県郡山市で生まれ、地元の高校を卒業後、平成10年に早稲田大学法学部に入学しました。同大学在学中より旧司法試験を受け始め、5回の受験に失敗した後、平成18年4月に縁に恵まれ中央大学法科大学院の既習コースに入学し、平成20年9月に新司法試験に合格し、千葉での司法修習を経て、平成21年12月より福島県郡山市にある滝田三良法律事務所勤務弁護士として働いています。中央大学法科大学院では、よき友人と指導熱心な先生方に恵まれました。特に、大貫裕之教授、大杉謙一教授にはとてもお世話になりました。弁護士になった今でも、心より感謝しております。

2 私が福島で働くきっかけについて

特に大きなきっかけがあったわけでもなく、中央大学法科大学院に在学中より、司法試験に合格したら故郷のためになる仕事をしようと考えようになりました。縁あって、滝田三良弁護士のもと、滝田三良法律事務所に勤務させていただいております。

3 被災時のこと

平成23年3月11日、私は福島地方裁判所いわき支部の裁判所建物内で被災しました。あまりに大きな地震だったため、建物内では悲鳴があがり、目の前の金属製の掲示板が真横に飛ばされ、建物が大きく歪んで見えました。大きな横揺れに、裁判所の建物が崩れるのではないかと感じ、妊娠中の妻の顔が目の前に浮かびました。「俺はここで死にたくない」と無意識に思い、瞬間的に死を覚悟しました。

幸運にも裁判所の建物は昨年12月に耐震工事が終了していたらしく、建物に大きな損傷もなく、揺れがおさまった後、無事に建物の外に出ることができました。

ただ、裁判所をでると近隣の建物の壁が崩れ、道路の地下から水があふれ出ている箇所がありました。車のラジオ放送からも事態の深刻さはすぐに分かりました。

4 震災後の混乱について

地震後、郡山市に戻ってくると、郡山市もいたる所で建物が倒壊しているところがありました。直ぐ妻を連れて実家に戻ると実家の周辺の家も半壊した家が数多くあり、変わり果てた風景に言葉を失いました。

その後、福島第一原子力発電所が水素爆発してから、いよいよ郡山市でも混乱が大きくなりました。私も、家族を連れて、新潟県よりの奥会津の親戚の元に避難しました。家族を連れて車を運転しているときには、「もしかしたら放射能で故郷がなくなってしまうかもしれない」と思い、目の前が真っ暗になりました。また、妻は現在妊娠中であったため、最悪の事態を想定して直ぐに新潟空港より無理矢理実家の広島に帰省させました。

5 滝田弁護士からの言葉

避難中、私はただただ、テレビを見て状況を見守るしかなく、自身の無力さを痛感しました。そして、「私は、ここにいる良いのだろうか?」と自問自答していました。

3月18日、同じく家族を連れて郡山市を離れ避難していた滝田弁護士より、「原子力発電所

が爆発しても郡山市内を離れることが出来ない市民がたくさんいる。危険を覚悟して一般市民と同じ不安を抱え逃げないで、淡々と弁護士としての役割を果たすことがあるべき姿なのではないか。」と連絡がきました。

滝田弁護士からこの言葉をいただき、心の迷いが消え、郡山市内に戻り弁護士としての業務を再開させる決心ができました。このメールを見て「滝田弁護士のもとで働いてきて良かった」と感じました。そして、心に迷いがあった自分を恥じました。

6 今、私に求められていること

この文章を執筆している現在でも、強い余震が度々あります。原発の状況がおさまらないため、まだ心穏やかな日を送ることはできません。裁判の期日も延期されているため弁護士としての仕事を地震前の状況には戻し切れていません。

福島県弁護士会でも、今、避難所等でも無料法律相談等を始める準備をしているようです。ただ、大地震発生から約1ヶ月過ぎようとしている現在、被災者が求めているのは早急な生活保障であり、司法サービスがこれに対応することは困難です。被災地での弁護士の出番は、まだまだ先なのではないかと感じています。

しかし、この大地震で私が一つ感じたことをことがあります。それは、「社会に責任を負う者は、被災地から逃げ出してはいけない」と言うことです。

3月20日、私は避難していた奥会津から郡山市に戻ってきました。すると、郡山市内のほとんどのお店が閉店している中、「幸楽園」というチェーン店のラーメン屋さんがお店を開けていました。暗く静まりかえった郡山の中で、明かりが灯っているお店を見て「郡山は死んでいない」と大きな安堵感を覚えました。そのように感じたのは私だけではなかったはずです。

人にはそれぞれ社会の中で与えられた役割があります。私が、一件のラーメン屋さんに大きな安堵感を覚えたのは、そこで働く方が自身の与えられた役割を震災前と同じく淡々とこなしていたからです。そして、私には、弁護士としていつでも市民に司法サービスを提供するとい

う役割があります。その与えられている役割をしっかりとこなし、震災の影響で停滞している事件を淡々と進行させることが、今、私に与えられた使命なのだと感じています。

7 最後に

震災から1ヶ月が経とうとしている現在、物流が回復しつつあることから、少なくとも福島県のほとんどの場所では、落ち着きを取り戻し通常の生活に戻っています。

一方で、現在も原発の状況は安定しておらず予断を許さない状況です。ご家族ご友人が亡くなられた方も大勢います。また、原発の近隣の方も、自分の生活する土地に戻ることも出来ず本当に辛い1ヶ月だったと思います。幸運にも大きな被害を受けることのなかった私でさえ、この震災がまだ現実として受け止め切れてない部分があるのか、頭の中がモヤモヤした感じがあります。そのような事もあり、まとまりのない稚拙な文章になったことをお許しください。

ただし、私も含め福島の弁護士はこの震災から逃げずに、一般市民と共に目の前にある困難を乗り越える覚悟があります。弁護士としての役割を全うし、復興の手助けをしていきたいと思えます。福島は必ず復興します。

平成22年度旧司法試験に合格して



中央大学法学部法律学科平成23年卒業

◆ 今村龍矢

1. はじめに

この度、恐縮ながら、合格体験記を述べさせていただきたいと思います。実務経験はおろか修習も経験していない身なので多くのことを述べることはできないかと思いますがご了承ください。

さて、私の経歴、受験歴は、概略次のようなものです。平成19年4月に中央大学法学部法律学科に入学後、平成21年度旧司法試験論文式試験を受験し不合格（総合評価B）、平成22年度旧司法試験を受験し最終合格、そして、本年平成23年3月に本学を卒業いたしました。

修習開始は7月です。これは、本年度（平成23年度）4月に前年度（平成22年度）の口述試験不合格者を対象とした口述試験があり、この合格者と同時に修習を開始するためです。また、修習地は東京のみです。これは、旧試験の修習生の数が少ないためだと思われます。

2. 体験記

(1) 1年次

私は、平成19年5月に学研連研究室玉成会に入会しましたが、当時、旧司法試験の存在を知りませんでした。そして、新司法試験は一般に学部4年間、法科大学院2年間の計6年間という長期にわたるスパンで受験に臨むことになることは知っていたので、1年次はそこまで頑張らなくてもよいと思い、あまり勉強はしませんでしたし、法職多摩研究室にも所属しませんでした。また、入室後、旧司法試験合格を目指す同期がおり、彼らから旧司法試験の存在を知りましたが、新司法試験と比べた時のその合格率の低さから合格は無理だと感じ、旧司法試験の

合格を当時は目指そうとはしませんでした。

しかし、秋に転機が訪れました。玉成会では、毎週土曜日にゼミがあり、上三科目については各科目終了後に論文答練があります。そして、最初の答練がその秋にありました。結果は下位クラス。一方で、旧試験の合格を目指す同期はそろって上位クラス。彼らは択一知識もこの段階で十分にありました。力の差を見せつけられ非常に悔しかったです。

それからはとにかく彼らに追いつこうと勉強を重ねました。その際に行っていた勉強法は基本的には旧試験の論文の過去問を解くということでした。私の勉強スタイルはこれにつきました。新しい分野をインプットするにしても論文の過去問を解いていました。本に書かれていることは抽象的で一読しただけでは理解できないので、必ず具体例を考えてみる。そのための格好の素材が論文試験の過去問だと思っていたからです。このスタイルにより、1年次を終えるころには上三科目の基本的な問題は一通り解けるようになっていたかと思います。なお、その後の論文答練では、上位クラスに入ることができました。そして、ある程度自信のついてきた1年次の末に旧司法試験の受験を決意しました。

(2) 2年次

2年次からは下科目の学習に取り組みました。2年次末までは択一のことは気にせず引き続き論文の過去問を解くことを続けたかと思いません。2年次末、年始頃から択一試験のことを意識し始めました。この時同期がすでに当時の前年度の問題の点数が50点を越えたと聞いたため最初は焦っていました。しかし、択一まで十分に時間があったので、落ち着いて計画を立てる

ことができました。択一試験対策としては、基本的には学内で実施されていた択一答練をベースにして、憲法については百選の読み込み、民法については肢別本の検討を行っていました。刑法については、得意だったので択一向けに特別なことは行いませんでした。

(3) 3年次

3年次はとにかく忙しい年でした。というのも、早期卒業の条件を満たしていたため、旧試験を受験したのに加えて、法科大学院も受験したからです。

まず、5月に択一試験がありました。これは、日ごろの学習が功を奏し、難なく通過することができました。それからは本来であれば、論文試験に注力すべきところ、法科大学院入試では、6月に適性試験を受験しなければならないため、これに時間を奪われました。そして、7月に論文試験を受験しましたが、それではまだ終わらず、8月に中央大学法科大学院を受験しました。無事、既修者コースに合格することができました。この段階では、私は法科大学院に進学するつもりでいました。本来学部4年間を過ごすべきところ、3年で済ませることができる上、旧試験は法科大学院在学中に受ければよいと考えていたからです。

ただ、10月の論文試験の結果発表により、私は大きな悩みに直面することになりました。原因は1年次から旧試験合格を目指していた同期が論文試験を突破したことにありました。彼らより1年早く法科大学院に進学し、早く新司法試験に合格するつもりでいた私にとっては非常に衝撃的でした。なんとしても旧司法試験に合格してやりたい、その思いが強くなりました。ただ、仮に法科大学院に進学してしまえば、法科大学院の授業に時間を奪われて十分に旧試験の勉強ができなくなるのではないかと、そうだとすれば、早期卒業をやめて旧試験に専念すべきなのではないかと思う一方で、他方では、合格率の低い現状で旧試験に専念するのはいかになものかと思っていました。このような葛藤が非常に私を悩ませました。それからというもの、多くの先生方、先輩、同期に相談しました。そして、早期卒業の決定をすべき2月の期限ぎり

ぎりまで悩み抜きました。出した結論は、早期卒業をやめて旧試験に専念すること、でした。理由は、旧試験の論文試験の成績が思った以上によかったこと、多くの先生方、先輩から、旧試験に専念した方がよいとの助言をいただいたこと、が挙げられますが、一番決定的だったのが、同期からの言葉でした。論文試験を突破した彼らからは、確かに合格率は低いが、実際のところ見かけ倒しだ、お前ならいける、と励まされました。同じ論文試験を経験した彼らからの言葉に非常に勇気づけられました。また、他の同期からも、ここで表現できないほど多くの言葉をもらいました。本当に同期には感謝しています。

(4) 4年次

4年次になってからはとにかく前年度の論文試験の敗因を分析しました。敗因の分析にあたり、出題趣旨を用いるのはもちろん、新試験の出題趣旨なども参照しました。新試験も素材として用いたのは、結局旧試験であれ新試験であれ問いたいことは変わらないと考えていたからです。法務省が公開している新試験の出題趣旨、採点実感等に関する意見は旧試験の対策にも非常に役に立ちました。

そして、5月の択一試験を突破し、6月には再び適性試験を受けました。適性試験については前年度に受験しており要領を得ていたので、2回あるうち1回しか受けませんでしたし、そのための勉強もあまりかけずに済みました。その後は、前年度と同じように論文試験、法科大学院入試と、過ごしていきました。

正直、論文試験の出来はひどいと思いました。民法で基本事項を落としてしまう、民訴で条文の形式的な適用に終始してしまう、刑訴は意味不明な問題が出るなど、本当に落ちたと思っていました。そのため、論文試験後は一切法律の勉強はせずに、法科大学院入試があることも気にせずに遊んでいました。

ただ、これにより、10月の予想外の論文合格後、口述対策が非常に苦しいものとなりました。ここまで精神的に苦しめられた試験はありませんでした。論文試験は大半が落ちるので、落ちてもあまり気にしませんが、口述試験は大半が

受かる試験。ここで、落ちてしまうのはナンセンスだという思いが常にあったからです。それにもかかわらず、論文後勉強をしていなかったがために知識が抜けていたこと、口述過去問をみると論文では問われないようなところまで網羅的に問われていたことは、本当に精神的な追い込みに拍車をかけました。ただ、実際の試験では無難な解答ができ、結果的に合格できてよかったです。

3. 最後に

今思うと、私の前には常に同期の存在がいたように思えます。同期に負けないように、同期に追いつけるように、常にこのような意識の下、勉強を続けてきました。今回のこの合格は同期の存在によるところがきわめて大きいです。

試験本番は一人で多くの人と戦うものですが、それまでの過程は必ずしも単独戦ではないと思います。いかに優秀でも周りの環境によっては落第点を取ってしまうこともあるでしょうし、逆にそれほど優秀でなくとも環境如何によっては及第点を取ることは決して無理ではありません。やはり試験は団体戦なのではないかと私なりに感じます。

今回無事在学中に旧司法試験に合格しましたが、これで終了ではありません。今後、修習を受け、さらには実務家になったのちも、勉強を重ねていかなければなりません。ここで、慢心することなく、常に多くのことを吸収して成長していきたいと思っています。

今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほどを宜しくお願い申し上げます。

中大ローから司法の世界へ

新64期司法修習生

◆ 赤羽 悠一



1 はじめに

私は中大ロースクール5期生で、新64期司法修習生の赤羽悠一と申します。平成20年に中大ローの既習者コースに入学し、平成22年に、同過程を修了、その年の新司法試験に合格致しました。

はじめに、中央大学法曹会の奨学金について、諸先輩方に感謝を申し上げます。私はロースクール在学中に、中央大学法曹会奨学金制度に基づき奨学金を頂きました。その奨学金を生活費等に使用させて頂いたおかげで、試験前の大事な時期に勉強に集中することができました。この場を借りてお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

2 中大ロースクールでの2年間

私が新司法試験に合格できたのは、中大ロースクールで教鞭をとられている先生方のご指導のおかげであり、中央大学法曹会の諸先輩方のサポートのおかげであり、そしてなにより中大ローの同期の方々のおかげです。

中大ローの先生方は、授業中はもちろん、休み時間に質問にうかがった際にも熱心に指導してくださり、こちらもその想いに応えなくてはと思ったものでした。中大ローの先生方は、法律学を常に実学としてとらえ、いかなるときも具体的なケースを想定しながら法律の解釈を行うべきことを教えてくださいました。実務を意識した先生方の講義は、今司法修習生として実務修習を行う中でも役に立つことが多々あり、改めて感謝の気持ちを感じています。

また、中央大学法曹会の諸先輩方には、前に述べました奨学金をはじめとする経済的なサポー

トはもちろん、法職講座を通じたご指導など、手厚いサポートをいただきました。私も法職講座を通じて、中大OB・OGの諸先輩方から何度も指導を受けましたが、非常に充実した内容の講義が多く、法曹界における中大出身者の層の厚さを感じた瞬間でした。

そして、中大ローでともに切磋琢磨し合った同期の友人たちからは、勉強はもちろん本当にたくさんのことを学びました。中大ローには様々な背景を持った人たちが集まり、比較的狭い世界で生きてきた自分にとって、多くの刺激を与えてくれました。ゼミや普段の生活を通して、自分の至らぬ点にも多く気づかされ、周りから学ぶことがとても多い2年間でした。これから先も支えあえる関係を築いていきたいと思っています。みなさん、これからもどうぞ宜しくお願いします。そして困ったことがあったら、いつでもご連絡ください。

中大ローは、新司法試験を受験するうえでも、人間関係を形成するうえでも、私にとって非常に良い環境でした。この場をお借りして、お世話になった方々に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

3 司法修習生としての生活

新司法試験の合格発表の後、平成22年11月から司法修習生としての生活がスタートしました。

私は山梨県の甲府で修習をしています。甲府の弁護士事務所、裁判所、検察庁の皆さんは修習生に対してとても熱心であり、私たちのために貴重な時間を割いてくださり、本当にありがたいと思います。また、甲府は私の出身地である長野県松本市と同じく四方を山に囲まれており、

雄大な山々を見るとなんだか安心感を覚えます。甲府は人も自然もとてもアットホームで、修習生活を送るにはとてもよい環境です。

修習生活の中では新しく学ぶべきこと、考えるべきことが多く、ついていくので精一杯というのが正直な感想です。実務修習では、新司法試験合格のため勉強してきた知識だけでなく、全人格的な能力を試されている気がします。たとえば弁護修習においては、保険制度の知識であるとか、会社間の取引の実態であるとか、法律的な知識以外の知見が必要であることを実感しました。教科書に載っていることだけではなく、実社会で何が行われているのか、一種の常識のようなものを実際のケースにあたることで学んでいけるのも、実務修習の醍醐味だと思います。

ところで、諸先輩方のご尽力のおかげで、私たちは給費制を存続したまま修習生活を送ることができることになりました。しかしながら、今日の我が国の経済情勢のもとで、司法修習生の給費制について国民の理解が得られているとは言い難いと思います。そんな中で私たちがすべきことは、修習の中で一つでも多くのことを吸収し、法曹となったあと一つでも多くのことを社会に還元することだと感じています。実務修習も既に折り返し地点を過ぎましたが、実りあるものとなるよう意識して取り組んでいきたいと思っています。

4 司法の世界に踏み出すにあたって

3月11日の大震災によって、私たちの日常は一変しました。中大法曹会の諸先輩方やそのご親族の中にも、被害にあわれた方がいらっしゃるかと思います。中大ローの同期の友人の中にも、東北地方で修習を行っている者もあり、大変な苦勞をしているのではないかと心配です。

このようなときに司法の世界に踏み出す私たち新64期は、法曹として社会のために自分に何ができるのか、それを考えていく責務を負っていると思います。今まで私は周りの人たちにたくさんお世話になり、多くのものを与えてもらいました。これからはその与えられたものを社会に還元していくために、まずは一人前の法曹

になれるよう、自分の目の前にある仕事に丁寧に向き合いたいと思います。

修習が終われば、いよいよ私は司法の世界へ足を踏み入れることになります。中大ローから司法の世界へ。まだまだ司法の世界の入り口に立ったに過ぎない未熟者ではありますが、諸先輩のご指導のもと、勉強させていただき、社会のために役に立ちたいと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。

学習する日々を振り返って (感謝とご報告)

新64期司法修習生

◆ 坂本真由子



1 はじめに

はじめまして。私は、2009年度中央大学法科大学院修了生の坂本真由子と申します。2010年9月に、新司法試験に合格いたしました。同年11月からは司法修習生として、日々勉強させて頂いております。

この度は、中央大学法曹会奨学金制度の奨学生として多大なるご援助を頂きまして、誠にありがとうございました。新司法試験受験直前には、突然の手術、入院があったり、また、試験準備のための教材購入費が非常に多くかかり、予期せぬ出費が続くこともございましたが、頂きました奨学金により経済的に困窮することなく、無事、受験を終えることができました。

また、試験終了後は、簿記の勉強をはじめ、将来のための学習に奨学金を使わせて頂きました。

私は、専門学部の頃より中央大学で勉強させて頂いておりましたので、大学進学から新司法試験合格までの間、中央大学法曹会の先輩方には今回の奨学金をはじめ、物心両面で多大なる学習のご支援を頂いておりました。このようなご支援を頂いたからこそ、今、修習生として勉強を続けることができいております。誠にありがとうございました。

本稿におきましては、今までのご支援への感謝の思いとともに、法科大学院での学習状況や、司法修習生としての現状をご報告させて頂きたいと思っております。

2 法科大学院での学習

私は、2008年4月に、中央大学法科大学院既

修者コースへ入学いたしました。法曹として仕事をしていくことは、幼い頃からの夢でしたので、専門学部入学時より少しずつ勉強を重ねていたのですが、法科大学院入学当時は、同級生との実力差に愕然としたり、また授業についていくことができなくて落ち込んだり、自分が非常に情けなく感じることもありました。

しかし、落ち込んでいても勉強ができるようになるわけではないので、自分ができる精一杯のことを続けるという毎日の繰り返しでした。

また、苦しいことばかりでもなく、裁判官や検察官の派遣教員の先生方や、弁護士の実務家教員の先生方のお話をお伺いする機会に恵まれました。その度に、早く実務に出たい、だから頑張ってみよう、勉強へのモチベーションが高まり、試験に向かって勉強を続ける苦しさというのは、かなり軽減されたと思います。

私には、専門学部3年生の時に現行司法試験に合格し、既に弁護士として仕事を始めている同級生がいます。そういった同級生と比較して、自分が専門学部在籍時、努力することができなかったことを後悔し、法科大学院へ入学したことも遠回りをしたような気持ちになることがありました。

しかし、法科大学院に入学していなければ感じることはできなかったこと、体験することができなかったこと、そういったことが沢山あると思います。

人それぞれ、様々な道を辿って、目標へ近づいていくものだと思いますが、私にとっては、ゆっくりと法律を学び直し、本当に法律家になりたいのか見つめ直した法科大学院での2年間は非常に貴重な時間でした。

3 司法試験合格から修習開始まで

このような受験生活を送りましたが、先の通り2010年9月、何とか司法試験に合格することができまして、11月からは司法修習生として勉強を続けています。

試験に合格した直後は、非常に嬉しい気持ちが大きかったのですが、11月からの修習に向けて不安もありました。

特に不安だったのは、修習地が東京だったことです。東京修習は、配属される修習生が最も多い分、目的意識の高い修習生も非常に多いと聞いていました。また、人数が多いため、自分から積極的に取り組まないと、埋もれてしまい、充実した修習を経験することができないという噂も聞いていました。そういったことから、自分の性格上、無理をしなければ充実した修習を経験することはできないのではないかと非常に不安でした。

4 司法修習を経験して

このような不安を抱えて臨んだ修習でしたが、意外にも、無理をして取り組むことなくのびのびと勉強することができております。

私は現在までに、民事裁判修習、検察修習を終え、現在は弁護修習中です。

いずれの修習でも、今までに経験したことが無いほど膨大な量の事実と向き合わなければならず、重要な事実を見落としたり、当事者の主張がどういう意味なのか全く分からなかったり、そういった失敗を繰り返し、記録を見るのが嫌になることもありました。

しかし、ご指導を頂きました皆様に温かい励ましを頂きながら、どうにか毎日立ち直って修習を続けております。

初めは、非常に不安な東京修習でしたが、幸いにも実務庁での指導官の方々や研修所のクラスでの教官は皆様素敵なお方ばかりです。たしかに、黙って机に座っているだけでは充実した修習を送ることはできないと思いますが、無理に発言しようとしたりせずとも、自然と一生懸命修習に取り組むことで、十分に充実した修習を経験することができていると思っております。

5 おわりに

以上が私の現状のご報告ですが、思い返してみると、やはり私の今までの生活は本当に多くの方に支えて頂いた上で成り立っているもののだと実感いたします。受験時代に支え合った友人、学習面や施設面でのサポートをして下さった先生方、先輩方、そして、今も指導官、教官の皆様に日々励まして頂きながら勉強を続けることができています。

特に中央大学におきましては、自分は本当に大切に育てて頂いたと思っております。このようなご支援に報いなければと思い、修習中は硬くなることも非常に多いのですが、そういったことをプレッシャーに感じないよう強い心をもって、立派な法律家となれるよう、日々精進していきたいと思っております。

人事委員会活動報告



人事委員会委員長 **奈良道博**

中央大学法曹会人事委員会は、幹事長の諮問に基づいて、法曹会が学校法人中央大学、中央大学学会、その他に推薦する候補者の人選を行うことを目的とする委員会である。委員長には、慣例として、前年度法曹会幹事長が就任している。

平成21年度・22年度における各推薦候補者名及び法曹会の候補推薦日は以下のとおりであり、いずれも法曹会の推薦を経て推薦通り選任されている。

推薦日 平成21年7月3日
 中央大学商議員
 黒須雅博 友部富司
 伊達俊二

同 平成22年4月5日
 学会会副会長
 鈴木誠
 学会会常任幹事
 金澤恭男 坂巻國男
 奈良道博 村山芳朗

学会会幹事
 安藤良一 石渡光一
 大高満範 白井正明
 山岸憲司 稲田寛
 大谷隼夫 水津正臣
 鈴木康洋 瀬川徹
 林勘市 柳沢義信
 篠原由宏 山本隆幸

横溝高至 行方美彦
 岩瀬外嗣雄 根岸清一
 栃木敏明 脇坂治國

学会会会計監事
 舟橋定之

同 平成22年5月27日

秋定和宏 安西愈
 飯沼允 今村健志
 稲田寛 太田治夫
 小川信明 嘉本益巳
 楠本博志 厚井乃武夫
 小林元治 柴田徹男
 白井典子 神洋明
 水津正臣 鈴木康洋
 田中茂 羽田忠義
 深澤守 圓山司
 森徹 森田憲右
 諸永芳春 安井桂之介
 柳澤泰 横溝高至

同 平成22年7月20日

(勸)白門奨学会理事
 吉野純一郎
 (勸)白門奨学会監事
 水津正臣

同 平成22年12月9日

(勸)白門奨学会評議員
 鍛治美奈登 嘉本益巳
 (勸)白門奨学会選考委員
 行方美彦

同 平成23年3月18日
中央大学選任評議員候補者推薦
委員会委員
石渡光一 福家辰夫
金澤恭男 山本隆幸
千葉昭雄

同 平成23年3月22日
中央大学選任評議員
安藤良一 飯沼 允
坂巻國男 森田憲右
荒井洋一 寺島秀昭
横溝高至 丹羽健介
嘉本益巳 山崎司平
今中美耶子

同 平成23年3月31日
中央大学理事選考委員会委員
大谷隼夫 山本隆幸
根岸清一 行方美彦
同評議員会議長・副議長選考委員会委員
千葉昭雄

なお、平成23年4月20日現在、当委員会が候補者として選定し、法曹会として推薦予定の者は以下のとおり

中央大学理事候補者
金澤恭男（東弁） 奈良道博（一弁）
千葉昭雄（二弁）
中央大学監事候補者
鈴木康洋（東弁）

「中央大学法曹会奨学金」 募金ご協力のお願ひ



募金実行委員会委員長 **飯塚 孝**

1 法曹会奨学金制度

前回発刊された「中大法曹第23号」において、「中央大学法曹会奨学金」創設のご報告という記事が掲載されていますので、その沿革や「中央大学法曹会奨学金基金規程」等については、同号をご参照いただきたいと思います。

本日、法科大学院から送付を受けた「中央大学法科大学院」2012年度ガイドブックの「学費・奨学制度について」の欄において、本奨学金制度の目的は、「中央大学法曹の意思を尊重し、中央大学法科大学院に在学する学生の勉学並びに研究活動を支援し、将来法曹として活躍できる人材の育成を図る」と紹介されています。これまでの給付実績は、2009年で21名（うち合

格者20名）、2010年で給付者21名（うち合格者17名）という成果となっており、受給者からも大きな感謝を受けているところです。

2 募金ご協力のお願ひ

法曹会奨学金は、中央大学法曹会会員約4000名の方々の篤志に大きな期待をかけ、当面の目標額を3億円として募金活動を行っています。

本奨学金の創設は、中央大学創立125周年募金事業の中で寄付を募る形で出発いたしました。が、目標額に達するには低迷する経済状況の中ではかなりの年月を要すると思われることから、一人当たりの募金額を30万円、期間を5年間として、1ヶ月5000円という経費処理が容易な額

委員会活動報告

での募金をお願いすることにいたしました。

3 募金実績

本奨学金の応募実績は、平成23年4月11日現在、「寄付申込件数183名1団体、申込金額71,180,000円」であり、寄付入金額は、54,630,000円となっています。

法科大学院においては、一人当たり30万円を、毎年20名以上の法科大学院生に支給できること

を希望しており、法曹会としても新しい法曹養成制度の中で中央大学法科大学院がトップスクールとして質の高い法曹を輩出する責任を果たすべきものと考えます。

中央大学法曹会会員におかれましては、当面1000人を超える程度までの寄付申込者を確保したいと存じますので、よろしくご応募の程お願い申し上げます。

進路指導対策委員会活動報告



進路指導対策委員会委員長

瀬川 徹

中大法曹会は、中央大学出身者、又は、中央大学法科大学院の出身者である司法修習生が弁護士事務所を探し、入所する際の指導・助言を行う委員会として、当委員会を立ち上げ、活動を続けてきました。当委員会が活動を始めてから早くも5年目に入ります。この間、新60期から現在の新64期までの司法修習生の上記指導・助言を下記の通り行ってきました。

記

(期)	(人数)
① 新60期～61期	16名
② 新62期	20名
③ 新63期	8名
④ 新64期	5名

(平成23年3月29日現在)

指導・助言の方法は、当委員会の指導・助言を求める希望の司法修習生を各部会(5部会)に割り当て、各部会長が中心となり、司法修習生と直接面談し、履歴書の記載内容、面談の際

の注意事項を指導し、かつ、弁護士事務所の探索の助力を行います。もちろん、司法修習生自身も自らの努力で弁護士事務所の探索の努力を行います。

幸い、前記①～③までの全員が、自らの努力、又は、当委員会の指導・助言の成果を受けて弁護士事務所に入所する成果を挙げてはおりますが、昨今の厳しい環境の中では、④の方の見通しは、予断を許さない状況にあります。

当委員会は、毎月1回の割合でこうした各部会の活動及び成果の報告を受けて、全体としての対応を協議しています。

因みに、今年度は、下記の通り委員会を開催しました。

① 4月23日、② 5月27日、③ 6月25日、④ 7月26日、⑤ 9月2日、⑥ 10月26日、⑦ 12月8日、⑧ 1月18日、⑨ 3月1日、⑩ 3月29日

当委員会は、より多くの弁護士事務所へ求人要請を依頼すべく、今年度、東京三会の一定の

範囲の弁護士事務所に求人要請のFAX要請を行いました。

その結果、求人要請に回答してきた弁護士事務所に対し、上記、司法修習生を紹介し、無事、就業ができた方もいます。しかし、この手法を今後継続すべきか否かは、全体的に見て、応答数は極めて限られている一方で、経費の出費が見込まれること、本来、大学側の協力も必要なのではないかなどを考慮し検討すべきとの意見が当委員会では出ております。

更に、弁護士会全体が、司法修習生の就職支援体制を構築している中で、上記、当委員会に対する指導・助言を求める司法修習生の減少傾向、一方、各部会の負担などを考慮した場合、当委員会の存続及び活動意義について再検証する時期が到来しているのではないかとの意見も出ております。

以上、報告させていただきます。

法職教育検討委員会活動報告



法職教育検討委員会委員長

水津正臣

当委員会は、学部生に対する法廷傍聴と演習担当講師の推薦の二つを担当しています。

法廷傍聴は年1回ですが、3～40名の学生を対象に東京地方裁判所の刑事事件を傍聴します。グループを4つ位に分けて各班に弁護士が数名付き添い、傍聴後に感想会を開きます。

一昨年私が付き添った事件は傷害罪でした。弁護人はなんと私の知人でした。裁判官、検察官が学生の傍聴を意識して、とにかく素人にわかるように話をしてくれたのには驚きとともに感謝の念が湧きました。

勿論弁護人の彼も、学生を前にして尋問や弁論に熱が入っていました。学生達も裁判の雰囲気が大変よかったですので熱心に傍聴し、裁判の内容もかなり理解していました。

傍聴後のディスカッションでは、それぞれの立場からの被告人への質問の内容、仕方について議論が集中しました。それは、弁護士が被告

人を追及し、検察官が被告人をかばうような質問をしたからです。私達にとっては当たり前ですが、学生にとっては何故弁護士の立場から、何故検察官の立場からあのようなことを質問するのか疑問のようでした。被告人にはかなり前ですが、同種前科があったので、執行猶予がつくか否かで学生達の意見は分かれました。後日、弁護人にきいたところ猶予がついたとのことでしたが、私自身も傍聴していて大変役に立ちました。

昨年はオーバーステイの事件で、これも前に同種前科があるので実刑か否かが議論の中心となりました。オーバーステイの背景には心打つものがあって、学生たちにはよい社会勉強になったと思います。

このように法廷傍聴は、学生たちに法律に対する強い感心を植えつけたと思うし、付き添う我々にも勉強になる素晴らしい企画だと思いま

す。

2つ目の講師の推薦は、実際のところ活動はない状況です。ただ、昨年2人の先生が長く講師を続けたので、今回は辞退したいという申し出がありました。ただ、学校側から当委員会に要請があったのは、慰留して欲しいということでした。突然の話で、しかも慰留できなかつたら次の講師が決まっていないという事態であったので是非にと慰留しました。

しかしこれでは何のための委員会かということになります。限られた人に犠牲を強いるのではなく、幅広く講師になる人をプールしておくことこそ大事であると思います。

今後は、そのような体制をつくっていくことが当委員会の役目だと思っています。いずれにしても、大変大切な委員会の任務であり、今後更なる充実を計らなければならないと思っています。

機構改革実行特別委員会活動報告

機構改革実行特別委員会担当副幹事長 **根岸清一**

委員長の門屋征郎先生の代わりに、担当副幹事長が報告させていただきます。

1 当委員会の目的

- ① 本会支部および支部分会の設立および推進
- ② 若手会員の参加増強

2 当委員会の活動状況

当委員会は、主に次の活動を行った。

新支部の設立に向けた活動として、現在各地で活発に活動している各支部の活動を全国に及ぼすべく計画した。まず手始めに、北海道に、九州支部等のように活発な御活動をして頂くべく、北海道支部と中大法曹会執行部の先生方との懇談会を実施した。この懇談会にはロースクールからも参加し、エクスターンシップ生の受け入れの協力も併せて、北海道地区における支部活動を更に活発にするよう努力していくことが申し合わされた。

また、支部行事にも努めて参加するようになってきた。

次に、若手会員の参加増強については、進路指導委員会、若手会員活動委員会が設立され活動を開始していることにより、実質的には、同委員会が中心となって活動を行っている状況である。

3 今後の課題

支部を全国に遍く設立すること、設立された支部と本会との連携を深めることが重要な課題である。

特にロースクールのエクスターンシップ生の引き受けや、新法曹の就職問題の解決のためには、本会と支部との連携を深化させることが、求められるものと思われる。

関係諸団体交流委員会活動報告



関係諸団体交流委員会委員長 **山崎 司平**

「中大法曹関係諸団体交流委員会」（以下「当委員会」ともいう）については、平成21年5月発行の「中大法曹」No.23に、坂巻國男・副幹事長（当時）が、準備会の状況について報告されている。また22年5月のニュースでは、私が簡単に報告をさせて頂いた。更に「中大法曹」の今号では行方美彦事務局長が触れておられるし、事業報告でも活動報告がされているところである。然し乍ら、当委員会は新しい委員会であるため、委員会の存在そのものさえご存知ない方もあると思うので、上記各記事との重複を恐れず、報告する。

さて、当委員会は、平成19・20年度の奈良道博執行部によって創設された委員会である。私は、奈良執行部の副幹事長の時に、学会会の有力支部である南甲倶楽部とか学員体育会の行事に参加する機会を得た。中大法曹会は、執行部も委員長も1期2年で総入れ替えとなる慣行であるが、他の学員諸団体は必ずしもそうではなく、2期・3期と長期の任務に就かれている方が多かった。再任制の一番の長所は、事業の継続性が図れることであろう。法曹会の執行部となった者が2年間の活動を通じて他団体の方と親しくなっても、3年目にシャッフルでは、他団体は「また代わったの？ 中大法曹の誰と話せば良いの？」との思いを抱かれることとなり、ひいては、中大法曹の発言力の増大が望みにくいこととなる。この弊害を無くし、他団体との交流について継続性を持たせようとしたのが、

当委員会を発足させた動機の一つである。そこで、「中央大学の関係諸団体と交流を図り、団体相互の親睦を深める」ことを、当委員会の目的の一つとした。

他団体との交流・親睦の面で、最も時間を費やし、かつ相応の成果を挙げたのは、南甲倶楽部との交流であろう。奈良執行部の2年目から準備会を開き、千葉執行部の1年目は5回も会合をもった。2年目の平成22年度も年間4回の会合を開いた。各会合は、法曹会と南甲が交代で幹事を務めたが、法曹会が幹事会の際の会合で、中大法曹の元幹事長である重鎮・田宮甫先生に対する南甲倶楽部の誤解が晴れたことがあった。過去において法人・学会会・評議員会の各役員人事を巡り、法曹会と南甲の間に深刻な緊張関係があったことを仄聞しているが、誤解に基づく対立は不幸である。今後は不毛な対立・緊張が無くなるように、交流委員会が一定の役割を果たすことが望まれる。南甲倶楽部は、平成21年度の終わり頃であったと記憶しているが、法曹会との交流を「懇話会」と位置づけしたようである。学員団体の他の有力団体とされている国会白門会とか学員体育会とも同様の交流・親睦を深めていくことが望まれる。

ところで、当委員会は「若手会員活動委員会」とともにスタートした。すべての団体は新人が続々と入会してくることを望んでいると思われるが、法曹会も若手会員が寄りつかないようでは将来の展望はあり得ない。当委員会の規則第

2条は「会員の研鑽，業務拡充にとって有益な企画をし，実行することを目的とする」と明記している。この面では平成22年度に「技術士会」と準備会を開くことが出来た。行方事務局長が報告されている通り，同会主催の講演会を法曹会会員が聴講したり，法曹会から講師を派遣するという，地道な交流を重ねていくことが大切であろう。私は，白門司法書士会には旧知の方

がおられるが，任期中に交流が出来なかったのが残念である。

最後に，お店のオーナーが中大の学员である「San-mi 高松・本店」には，南甲倶楽部との交流会で多大な便宜を図って頂いた。場違いと受け止められる方が多いと思われるが，ここに記載することによって同店への御礼と罪滅ぼしをしたい。

若手弁護士活動委員会活動報告



若手弁護士活動委員会委員長

清水 修

昨年度より，若手弁護士活動委員会の委員長を拝命している清水修です。これまで中大法曹会には積極的に参加しておりませんでした，いろいろなご縁が重なって当委員会の委員長を務めさせていただくことになりました。

当委員会の使命としては，とにかく学部出身，法科大学院出身を問わず中央大学出身の若手弁護士に中大法曹会に親しんでいただき，今後中大法曹会への帰属意識を持ってその運営にも参加していただくことだと思っております。

弁護士会や弁護士会の派閥などにも若手弁護士を対象にしたセミナーなどがあり，若手弁護士の方が弁護士会などの行事への参加を優先されることは仕方のないことだと思いますが，若手弁護士の方たちにも中大法曹会に帰属意識を持って積極的に中大法曹会の運営等にも参加いただきたいというのが当委員会並びに私の願いです。

それには，中大法曹会に帰属することたとえば中大法曹会主催の行事に参加することが，若

手弁護士にとっても魅力的なものである必要があります。そのためには中大法曹会が若手弁護士の方にとって敷居の高いものになってはならないことはいうまでもありませんが，どうすれば魅力的なものになるかいろいろ考えてはいますが，なかなかいい考えが浮かばないのが現状です。

中大法曹会の独自性を持った行事などを今後開催できたらと思っておりますが，皆様方に何かいいお考えがございましたら，お知恵をお借りできれば幸いです。

今後とも，精一杯精進していく所存でございますので，皆様方から暖かいご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに，若手弁護士の方には中大法曹会への積極的なご参加をお願い申し上げます。

広報委員会活動報告



広報委員会委員長 **窪木登志子**

1. はじめに

本号では御寄稿依頼をお願いする時期が遅れてしまい、奇しくも東日本大震災後となりましたので、御執筆の方々には、大変なご無理をお願いしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。このように玉稿を頂戴できましたことは、ひとえに皆様のおかげであり、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

2. 広報委員会の活動

(1) 中大法曹ニュース第8号の発行

平成21年9月から準備を始め、平成22年5月に、タブロイド版6頁で発行できました。(5月20日総会から配布)

誌面には、千葉昭雄幹事長から、中大法曹会について、設立からの経緯とともに、ロースクールの教育、奨学金、及び就職への協力と、その結果、「中大法曹会奨学金」を受けた学生21名中20名が合格したことが報告されました。また、平成21年に「若手会員活動委員会」と、南甲倶楽部等の中大「関係諸団体交流委員会」が設立され、活動されていることも報告されました。

そして、両委員会及び募金実行委員会の各委員長からの御報告と、法務省で法曹養成などの御担当参事官でいらした佐々木宗啓会員、東京地方裁判所の部総括判事でいらっしゃる松井英隆会員、弁護士の横溝高至会員、また大学からは福原紀彦法務研究科長及び橋本基弘法学部長から、それぞれ

お忙しい中御寄稿を頂き、そして九州・山口からは「九州・山口大会2010 in 山口」について、湯川久子会員と黒川裕希会員より、心温まる書状とお写真を頂きました。また中大法曹奨学金を受けて司法試験に合格した2名からも、感謝の報告を頂きました。

さらに新設された市ヶ谷田町キャンパスの記事も、秋定和宏会員から頂きました。

(2) 中大法曹第24号

平成22年7月から、準備を始め、平成23年5月に本号を発行できました。

誌面は、ご覧のとおりです。

本号は、中央大学の125周年式典の後、中大法曹会の60周年を前にしての発行となりましたが、加えて阿部三郎先生の御逝去、東日本大震災後の発行となりました。事前準備の段階で、当会の財政と刊行予算のお話から、「本誌の目的とは」、「中大法曹会の意義とは」(現役の先輩方が多くいらっしゃるうちにこの宝を承継すべき!社会的プレゼンスも!)という青い議論も勝手にしておりました。

本号により、中大法曹会の現状の様子、久野理事長をはじめ見守って下さる方々の熱き思い、加えて来し方と、次代の星である皆様についてもお届けできれば幸いです。

終りにて恐縮ですが、終始支えて下さいました中大法曹会事務局の皆様には、深く感謝申し上げます。

中央大学法曹会 平成21年度・22年度事業報告



中央大学法曹会事務局長

行方美彦

中央大学法曹会会則第2条には、本会の目的として、会員相互の親睦、学校法人中央大学の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することが掲げられている。

私共執行部は、中大法曹会組織の強化（若手法曹の法曹会への参加、法曹会支部等）、中央大学法科大学院の支援、大学関係諸団体との交流、学校法人中央大学の興隆のため、法曹会としての提言の検討等を活動方針として法曹会を運営してきた。

第1に、本会の組織強化であるが、増加する若手法曹の法曹会への参加はこれからの法曹会の発展のためには必要不可欠である。そのため、若手会員から意見を聞く機会を設け、また、若手会員同士の交流会、若手会員向けの講演会を実施した。最近では若手会員による懇談会も開催され、会誌「中大法曹」にも掲載されているので是非ご一読を頂きたい。また、法曹会支部の活性化であるが、以前から神奈川支部、九州・山口支部が活発に活動をしているところであるが、札幌支部の創設に向けて同地において意見交換会をもち、創設の方向で今後協議を継続してゆくことになった。

なお、組織の機能強化の前提である会員名簿が不完全であったので、法曹会会員名簿を全面的に改訂するとともにデータ化を行った。

第2に、中央大学法科大学院の支援であるが、募金実行委員会の努力及び会員のご協力により、中央大学法曹会奨学金募金は5463万円の多額にのぼり、制度開始以来62名、合計1860万円を給付し、残額は3603万円（平成22年4月11日現在）となっている。会員の皆様に感謝をする次第である。なお分割分の寄付金が今後も入金される

予定である。ちなみに、平成22年度においては、受給者21名（1名あたり30万円）のうち、17名が平成22年度新司法試験に合格した。これらの合格者から謝意も含め給付金の使途についての報告が法曹会に対してなされた。

また、司法修習生に対する就職支援については、進路指導対策委員会において就職先の紹介、履歴書作成方法等のきめ細かな指導がなされるとともに、本年度は初めての試みとして、東京三会の弁護士（出身大学を問わず）に対し、ファクシミリを送付し、中大出身の司法修習生の就職あっせん活動を行った。これにより現実に採用された者がおり、それなりに成果を得られた。

第3に、大学関係諸団体との交流であるが、関係諸団体交流委員会により、南甲倶楽部との交流会が多数回開催され、大学経営に関する事項、両団体における若手会員の参加状況等忌憚のない意見交換がなされた。また、今回初めて白門技術士会との交流会がもたれた。同会とはその後も、同会の開催する講演会に本会会員が出席し、また、本会への講演依頼があるなど、今後も交流の発展を大いに期待できるものと思う。

第4に、学校法人中央大学の興隆のための法曹会としての提言等であるが、中央大学法科大学院及の建替・移転及び法学部の司法関連カリキュラムの改善等について大学問題検討委員会に諮問したが、答申を得るまでには至らなかった。ただ学校法人等における本会を出身母体とする役員等のご尽力により常任監事制度が新設されたことは、125周年を迎えた今後の学校法人の発展に大いに資するものと思う。

平成21年度・平成22年度の具体的な事業の概

要は以下のとおりである。

この度、未曾有の東日本大震災が発生しました。心からお見舞いを申し上げます。

平成22年度を終えるにあたり、いくつかの行事等が中止となりましたことを最後にご報告申し上げます。

中央大学法曹会平成21・22年度開催行事報告書

自 平成21年6月1日
至 平成23年5月31日

中央大学法曹会事務局

平成21年	
5月14日	平成20年度第4回常任幹事会・幹事会及び平成21年度定時総会 叙勲受章者・栄進者祝賀懇親会
5月26日	南甲倶楽部 定時総会・懇親会
6月11日	平成21年度第1回執行部会
6月15日	南甲倶楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）
6月19日	進路指導対策委員会
6月27日	九州・山口支部総会（那覇市） 千葉幹事長，門屋機構改革実行委員会委員長，村山中央大学理事出席
6月30日	神奈川支部平成21年度定時総会 講演会 箱根駅伝中大監督 浦田春生氏 懇親会 千葉幹事長，行方事務局長出席
7月13日	募金実行委員会
7月13日	法職教育検討委員会
7月16日	平成21年度第1回常任幹事会・幹事会 若手会員との意見交換会 懇親会
7月27日	平成21年度第2回執行部会
7月31日	比較法研究所常任幹事との懇談会 千葉幹事長，横溝副幹事長，行方事務局長出席
8月27日	機構改革実行委員会
9月7日	南甲倶楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）

9月2日	進路指導対策委員会
9月15日	平成21年度第3回執行部会
9月16日	広報委員会
9月30日	若手会員活動委員会
9月下旬	「中大法曹」発送
10月3日	中央大学法科大学院同窓会総会・懇親会 千葉幹事長出席
10月5日	新司法試験合格者（中央大学法科大学院卒業生）祝賀会を学校法人中央大学と共催で実施
10月8日	機構改革実行委員会
10月13日	平成21年度第4回執行部会
10月23日	若手会員活動委員会
10月25日	ホームカミングデーに参加 無料法律相談実施
10月26日	進路指導対策委員会
10月30日	中央大学法学部学生を対象とした法廷傍聴実施（法職教育検討委員会）
11月13日	若手会員活動委員会
11月18日	平成21年度第2回常任幹事会・幹事会 合格者・若手会員向け講演会 笠井直人弁護士「倒産事件の醍醐味と必要なスキル」 旧司法試験合格者・新司法試験合格者（中央大学卒業生→他大学法科大学院卒業生）祝賀会 懇親会を学校法人中央大学と共催で実施

事業報告

11月26日	南甲倶楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）
12月1日	平成21年度第5回執行部会
12月11日	機構改革実行委員会
12月11日	若手会員活動委員会
12月11日	進路指導対策委員会
平成22年	
1月12日	平成21年度第6回執行部会
1月18日	若手会員活動委員会
1月21日	平成21年度第3回常任幹事会・幹事会 若手会員交流会 新入会員歓迎会 叙勲受章者祝賀懇親会
1月27日	進路指導対策委員会
1月30日	法曹演習・法律専門職養成プログラム・法務インターンシップ合同懇親会 水津法職教育検討委員会委員長，行方事務局長出席
2月5日	大学問題委員会
2月8日	法科大学院生との懇談会
2月16日	平成21年度第7回執行部会
2月19日	機構改革実行委員会
2月22日	若手会員活動委員会
2月25日	南甲倶楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）
3月2日	大学問題検討委員会
3月13日	九州・山口支部総会（下関市）千葉幹事長，根岸副幹事長，村山中央大学理事出席
3月16日	平成21年度第8回執行部会
3月17日	中央大学学生奨励賞授与式「第12回法曹会賞」授与（大学在学中に司法試験合格2名）千葉幹事長出席
3月23日	中央大学学員体育会「体育部総合祝勝会」行方事務局長出席
3月24日	進路指導対策委員会

4月23日	進路指導対策委員会
4月30日	南甲倶楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）
4月15日	平成21年度第9回執行部会
4月17日	委員長と執行部との懇談会
5月12日	平成21年度第10回執行部会
5月17日	若手会員活動委員会
5月20日	平成21年度第4回常任幹事会・幹事会及び平成22年度定時総会，叙勲受章者・栄進者祝賀懇親会「中大法曹ニュース」発行
5月25日	南甲倶楽部 定時総会・懇親会 千葉幹事長，行方事務局長出席
5月27日	進路指導対策委員会
6月5日	中央大学学員体育会総会懇親会 千葉幹事長，行方事務局長出席
6月18日	平成22年度第1回執行部会
6月25日	進路指導対策委員会
7月2日	札幌支部設立準備のための会合（札幌）（機構改革実行委員会）
7月8日	南甲倶楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）
7月13日	平成22年度第2回執行部会
7月15日	平成22年度第1回常任幹事会・幹事会
7月23日	広報委員会
7月26日	進路指導対策委員会
9月2日	進路指導対策委員会
9月6日	広報委員会
9月9日	平成22年度第3回執行部会
10月12日	新司法試験合格者（中央大学法科大学院卒業生）祝賀会を学校法人中央大学と共催で実施
10月14日	南甲倶楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）
10月19日	広報委員会
10月21日	白門技術士会との交流会（関係諸

	団体交流委員会)
10月26日	進路指導対策委員会
11月1日	中央大学法学部学生を対象とした 法廷傍聴実施(法職教育検討委員 会)
11月13日	中央大学125周年記念式典へ参加
11月16日	平成22年度第4回執行部会
11月18日	平成22年度第2回常任幹事会・幹 事会 合格者・若手会員向け講演 会 平賀 修弁護士 「クレーマー(不当要求)への対 応について」 旧司法試験合格者・新司法試験合 格者(中央大学卒業生→他大学法 科大学院卒業生)祝賀会
11月20日	明大法曹会50周年記念行事 千葉 幹事長, 行方事務局長出席
11月24日	広報委員会
12月8日	進路指導対策委員会
12月9日	平成22年度第5回執行部会
12月9日	中央大学理事長との懇談会 千葉 幹事長, 大谷副幹事長, 横溝副幹 事長, 根岸副幹事長, 行方事務局 長出席
平成23年	
1月13日	平成22年度第6回執行部会
1月18日	進路指導対策委員会
1月26日	南甲倶楽部との交流会(関係諸団 体交流委員会)
1月20日	平成22年度第3回常任幹事会・幹 事会新入会員歓迎会 叙勲受章者 祝賀懇親会
2月5日	法曹演習・法律専門職養成プログ ラム・法務インターンシップ合同 懇親会 水津法職教育検討委員会 委員長, 行方事務局長出席
2月10日	平成22年度第7回執行部会
2月15日	人事委員会

3月1日	進路指導対策委員会
3月9日	人事委員会
3月10日	平成22年度第8回執行部会
3月29日	進路指導対策委員会
3月	中央大学学生奨励賞授与 「第13 回法曹会賞」授与(大学在学中に 司法試験合格4名)(式典は, 東 日本大震災のため中止)
4月14日	平成22年度第9回執行部会
4月20日	南甲倶楽部との交流会(関係諸団 体交流委員会)
4月26日	進路指導対策委員会
5月12日	平成22年度第10回執行部会
5月19日	平成22年度第4回常任幹事会・幹 事会及び平成23年度定時総会並び に栄進者披露懇親会 「中大法曹」 発行

以上



中央大学法曹会会則

(制定昭44・5・17, 改正昭55・5・27, 平成2・5・16, 平3・5・23, 平10・5・14, 平11・5・13, 平13・5・15)

第1条 本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学
 学会の支部とする。

2 本会は、本部事務所を東京都内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法
 人中央大学（以下「中央大学」という。）の興隆と
 司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与するこ
 とを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次
 の事業を行う。

- 一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申
 すること
- 二 会報及び会員名簿の発行
- 三 研究会、講演会及び座談会の開催
- 四 その他必要と認める事業

第4条 本会に、次の二種の会員を置く。

- 一 正会員 中央大学員である法曹又は大学の
 法律学を教授している講師以上の者。
- 二 準会員 中央大学の員である司法修習生及
 び司法試験合格者、又は外国の法曹
 で本会の目的に賛同して入会した者。

2 本会の会員として入会しようとする者は、常任
 幹事会の承認を得なければならない。

第4条の2 会員は、幹事長に届け出て、退会する
 ことができる。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事
 会の議決によりこれを退会させることができる。

- 一 法曹の品位を失うべき非行があったとき
- 二 本会の秩序をみだしたとき

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 一 幹事長 1名
- 二 副幹事長 13名
- 三 常任幹事 100名以内
- 四 幹事 1000名以内
- 五 会計監事 3名以内

第6条 幹事及び会計監事は、総会において選任す
 る。但し、幹事は別に定める規程により選出した
 候補者の中から選任する。

2 幹事長、副幹事長及び常任幹事は、いずれも幹
 事の互選による。

但し、副幹事長8名は、支部が選出した候補者
 の中から選任する。

第7条 役員の任期は、2年とする。但し再選を妨

げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の
 任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に、顧問及び参与を置く。

2 顧問及び参与は、総会の議を経て幹事長が委嘱
 する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき幹事長
 の諮問に應ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出
 席し、意見を述べるができる。

第9条 幹事長は、本会を代表し会務を掌理し、中
 央大学学会の支部長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あ
 るときは予め定めた順序によりその職務を代行す
 る。

3 幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任
 幹事会を構成し、所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会
 及び幹事会に出席し、意見を述べるができる。

第10条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、
 毎年5月中に幹事長が招集する。

2 幹事長が必要と認めたときは、臨時総会を招集
 することができる。

3 幹事長は、100名以上の会員が別に定める規程に
 より会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集
 を請求したときは、遅滞なく、招集しなければならない。

4 総会の議事は、その都度選任された議長及び副
 議長各1名により行う。

5 議長は、幹事長より提案する議事を総会の審議
 に付する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 総会の議事は、出席会員の過半数によって決す
 る。

第11条 幹事会は、年2回以上幹事長の招集により
 これを開く。

2 幹事長は、幹事15名以上の連署による請求を受け
 たときは、遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、幹事長が議長となり、本会の運営上
 重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監
 事、評議員その他の役職員並びに中央大学学会
 の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第12条 常任幹事会は、幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年4回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、常任幹事5名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

3 常任幹事会は、幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を議決する。

第13条 本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第13条の2 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第16条 本会則は、総会において、出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

第17条 本会は、別に定める支部規程に基づき、支部を設置することができる。

2 前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、幹事長が承認する。

3 支部長は、支部の推薦に基づき、幹事長が委嘱する。

4 支部長は、第6条第2項但書で選出された本会の副幹事長を兼務する。

5 支部に入会した正会員又は準会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

第18条 定時支部長会議は、幹事長、副幹事長、支部長をもって組織し、年1回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長が必要と認めたときは、臨時支部長会議を招集することができる。

3 幹事長は、支部長3名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく臨時支部長会議を招集しなければならない。

4 支部長会議は、幹事長が議長となり、支部に関連する重要事項等を議決する。

附 則

この会則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第1条第2項及び第13条の2の改正規定は、平成2年5月16日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成3年5月23日から施行する。

附 則

第4条第1項、第4条の2、第5条第3号、同第4号、第14条の改正規定は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成11年5月13日から施行する。

附 則

第5条第2号、第6条第2項但書、第17条第4項並びに第5項の改正規定、第18条の新設規定は、平成13年5月15日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第10条第3項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 100名以上の会員が、会則第10条第3項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第3条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第4条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第6条第1項による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 幹事候補者は、左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

一 東京弁護士会所属会員中より 250名以内

二 第一東京弁護士会所属会員中より125名以内



- 三 第二東京弁護士会所属会員中より 125名以内
- 四 都内各裁判所所属会員
(判事出身の公証人を含む) 中より 40名以内
- 五 都内各検察庁所属会員
(検事出身の公証人を含む) 中より 40名以内
- 六 その他の正会員または準会員の中より
20名以内
- 七 左記の各支部(分会を含む。)所属会員中より
400名以内

- 1 関 東 支部(仮称) 若干名
- 2 関西(近畿)支部(仮称) 若干名
- 3 中 部 支部(仮称) 若干名
- 4 中 国 支部(仮称) 若干名
- 5 九 州 支部(仮称) 若干名
- 6 東 北 支部(仮称) 若干名
- 7 北 海 道 支部(仮称) 若干名
- 8 四 国 支部(仮称) 若干名

第3条 削除(昭和55年6月1日施行)

第4条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第5条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第2条各号の改正規程は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第2条第7号の新設規程は、平成13年5月15日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第1条 中央大学法曹会事務局(以下「事務局」という。)に次の職員を置く。

- 一 事務局長 1名
- 二 事務局次長 若干名

第2条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第3条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第4条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第5条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成2年5月16日から施行する。

中央大学法曹会会費規則

(趣旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則(以下「本会会則」という)第14条第2項に基づき、会費の納入について定める。

(会費)

第2条

一 都内所属会員の会費は、年額金3,000円とする。

但、入会后1年目の都内所属会員の会費は無料とする。

二 各支部は、所属会員から徴収する会費のうち、会員1名につき年額2,500円を本会の会費とする。

三 役員(本会会則第5条記載の者)は、年額金10,000円を負担する。

但、入会后10年未満の役員の会費は年額金5,000円とする。

(納入の時期・方法)

第3条 会費の納入の時期並びに方法は、幹事長の定めるところによる。

(改正)

第4条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成9年12月4日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成19年5月11日から施行する。

中央大学法曹会支部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会(以下「本会」という。)会則(以下「会則」という。)第17条第1項に基づき、本会の支部の設置について定める。

(支部の設置)

第2条 本会の幹事会の承認を経て、一定の地域毎に支部を設置することができる。



(会員)

第3条 支部は、当該地域内に住所又は勤務場所を有する左記の会員をもって組織し、支部に入会した会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

- 1 正会員 中央大学学员である法曹又は大学の法律講義を担当している講師以上の者。
- 2 準会員 中央大学の学员である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

(支部長)

第4条 支部長は、所属各支部の推薦に基づき幹事長が委嘱する。

- 2 支部長は、幹事長にその支部の役員の氏名を届ける。

(会費)

第5条

- 一 支部の会費は、会費規則第2条第1項但書に基づき支部において定める。
- 二 支部は前項に基づき定めた会費を、支部所属会員から徴収したうえ、その徴収した会費のうち、幹事長と協議して決定した一定額を本部に一括して送金するものとする。
- 三 前項にかかわらず、支部は会費規則第3条第3項に基づき、会費徴収業務を本部に委任することができる。その場合、幹事長と支部長協議の上、当該支部会員が本部へ納入した金員のうち支部に送金する額を定める。

(会則等の準用)

第6条 支部の総会、役員、委員会及び会計については、本会会則及び各規則、規程等を準用する。

(改正)

第7条 この規程は、幹事会の承認を経て改正することができる。

附則

この規程は、平成13年5月15日から施行する。

附則

平成16年11月25日幹事会において改正した部分については、平成17年1月1日から施行する。

- 2 旧第7条に基づいて既に設置されている府県単位の分会については、それを支部とみなす。

毎年度司法試験合格者に対する記念品贈呈等の内規
(目的)

第1条 この内規は、中央大学法曹会（以下「本会」

という。）が、次の各号のいずれかに該当する者に対し、記念品を贈呈することにより、その榮譽を讃え、中央大学法曹として後進の指導等の中央大学の新たな発展に関する寄与を促すことを目的とする。

- 一 中央大学在学学生及び卒業生であって、施行年度に司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「新法」という。）附則第7条第1項の規定により行われる司法試験（以下「旧司法試験」という。）に合格した者
- 二 中央大学法科大学院の課程を修了し、施行年度に新法の規定による司法試験（以下「新司法試験」という。）又は旧司法試験に合格した者
- 三 中央大学卒業生であって、他の法科大学院の課程を修了し、施行年度に新司法試験に合格した者

(贈呈方法)

第2条 本会は、大学又は学员会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者に前条の記念品を贈呈する。

(費用)

第3条 本会は、毎年はじめ贈呈が予想される人数分の記念品代金を予算として計上しておくものとする。

附則

この内規は、平成10年5月から施行する。

附則

この改正規定は、平成19年10月9日における執行部会の承認を得、同年11月22日における幹事会への報告を経て、同年11月22日から施行する。

中央大学法曹会賞授与に関する内規

(目的)

第1条 中央大学法曹会（以下「本会」という。）は、一世紀を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続こうとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新たな発展を願い、ここに中央大学法曹会賞を創設する。

(表彰方法)

第2条 本会は、中央大学（以下「大学」という。）が毎年3月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を上げた卒業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大学法曹会賞」を授与する。



(選考方法)

第3条 大学及び本会執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

(表彰内容)

第4条 第2条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

(施行)

第5条 本内規は、平成11年3月の卒業式から施行する。

中央大学法曹会慶弔規程

平成15年3月4日 会則検討委員会承認

平成15年5月15日 定時総会承認予定

第1条 この規程は、中央大学法曹会の役員及び会員等の慶弔について、その取り扱いを定める。

第2条 顧問、参与、幹事長、副幹事長及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第3条 会員たる学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員又は会員以外の役員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第4条 幹事長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、前2条に準じ弔慰を表すことができる。

第5条 会員が受勲し又は栄進したときは、祝電を贈ることができる。

第六条 会員が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任したときは、祝電を贈ることができる。

2 会員以外の者が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任した際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第7条 幹事長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、祝電を贈ることができる。

附 則

この規程は、平成15年5月16日から施行する。

中央大学法曹会奨学金規程

(趣旨)

第1条 中央大学法科大学院(以下「本大学院」という。)は、中央大学法曹会の篤志を尊重し、本大学院に在学する学生の勉学並びに研究活動を支援し、将来法曹として活躍が期待される人材の育成に資するための給付奨学金制度(以下「奨学金制度」という。)を設ける。

2 前項の奨学金の給付を受ける者を法曹会給付奨学生という。

(基金の設定)

第2条 奨学金制度に要する資金を確保するために、別に定めるところにより、中央大学法曹会奨学金基金を設定する。

(制度の細目)

第3条 奨学金制度に関する細目は、本大学院教授会の議を経て、法務研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2283号)

中央大学法曹会奨学基金規程

(基金の設定)

第1条 学校法人中央大学は、中央大学法曹会奨学金規程(以下「奨学金規程」という。)第2条に基づき、中央大学法曹会奨学基金(以下「基金」という。)を設定する。

(基金の用途)

第2条 基金から生ずる果実は、奨学金規程に定める奨学金に充てる。

2 奨学金規程に定める奨学金に充てるため必要がある場合には、予算で定めて基金の一部を取り崩すことができる。

(追加的組入れ)

第3条 この基金の趣旨に賛同する寄付金があったときは、基金に組み入れる。

(基金の管理)

第4条 基金は、最も安全かつ有利な運用を図るものとし、経理部資金課が管理する。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2284号)

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、中央大学法曹会奨学金規程第

3 条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関して必要な事項を定める。

(給付の対象者)

第2条 中央大学法曹会奨学金（以下「本奨学金」という。）は、法曹として将来活躍が期待される中央大学大学院法務研究科（以下「法務研究科」という。）に在籍する学生に対して給付する。

2 本奨学金以外の奨学金の給付又は貸与を受けている者であっても、本奨学金の給付を受けることができる。

(給付の人数及び額)

第3条 本奨学金の給付を受ける者（以下「本奨学生」という。）の人数及び給付の額は、法務研究科奨学委員会（以下「奨学委員会」）の議を経て、法務研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）が決定する。

(給付の方法及び時期)

第4条 本奨学金は、本奨学生に対し一括して給付する。

2 本奨学金を給付する時期は、奨学委員会が決定する。

(奨学生の募集)

第5条 本奨学金の募集については、別に定める。

(選考手続及び選考基準)

第6条 奨学委員会は、次の各号の事由に該当する者を本奨学生候補者として選考し、研究科教授会に推薦する。

- 一 成績が優秀であること
- 二 将来法曹として活躍が期待できること

2 本奨学生候補者の選考手続については、別に定める。

(奨学生の決定)

第7条 研究科教授会は、奨学委員会から本奨学生候補者の推薦を受け、本奨学生を決定する。

(奨学生の義務)

第8条 本奨学生は、所定書式により給付された奨学金での活動成果・結果を奨学委員会に報告しなければならない。

(異動届)

第9条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、法務研究科長に対し速やかにその旨を届け出なければならない。

- 一 本奨学生本人又は保証人の氏名、住所等に変更があったとき
- 二 休学又は退学したとき
- 三 停学又は退学の処分を受けたとき

(奨学金給付の辞退)

第10条 本奨学生は、本奨学金の給付を辞退することができる。

2 本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

3 法務研究科長は、奨学委員会に対し、前項による辞退届を受理したことを速やかに報告しなければならない。本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

(奨学生の資格喪失及びその後の処置)

第11条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本奨学生の資格を喪失する（以下、本奨学生の資格を喪失した者を「資格喪失者」という。）。

一 本奨学金の給付を受けた事由以外の理由で休学したとき

二 退学したとき

三 停学又は退学の処分を受けたとき

四 除籍となったとき

五 最終学年にある学生にあつては、本奨学金の給付を受けた年度に修了することができなかったとき

六 前条第2項による辞退願が受理されたとき

七 その他、奨学委員会が本奨学生としてふさわしくないと判断したとき

2 前項による資格の喪失は、奨学委員会の議を経て、研究科教授会が決定する。

3 法務研究科長は、前項の決定を受け、その資格喪失者に対し本奨学生の資格を喪失したことを通知する。

4 本奨学金の給付を受ける前に第2項による本奨学生の資格喪失の決定があつたときは、その資格喪失者に対する本奨学金の給付を中止する。

5 本奨学金相当額の返還に関する事項については、別に定める。

(事務所管)

第12条 この細則に関する事務は、中央大学専門職大学院事務局法科大学院事務課が所管する。

(施行についての取扱基準)

第13条 この細則に特別の定めがあるものを除くほか、この細則の実施に必要な取扱基準は別に定める。



附 則

この細則は、2008年11月19日から施行する。

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準
(趣旨)

第1条 この基準は、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則(以下「細則」という。)第5条、第6条第2項、第11条第5項及び第13条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準について必要な事項を定める。

(募集の方法)

第2条 細則5条に基づく募集方法、出願資格、時期、応募に必要な提出書類に関しては、奨学委員会がその都度定める。

(選考手続及び選考基準)

第3条 奨学委員会は、細則第6条第1項により本奨学生候補者の選考にあたり、本奨学生の募集に応じた者(以下「応募者」という。)につき、応募に必要な提出書類等に基づき審査を行う。ただし、審査にあたっては、必要に応じ面接を行うことを妨げない。

(奨学生の決定)

第4条 法務研究科長は、細則第7条による研究科教授会の決定を受けて、その結果を本奨学金の応募者に通知しなければならない。

2 前項に基づき本奨学生とする旨の通知を受けた者は、奨学委員会が指定する書式により誓約書を提出しなければならない。

(資格喪失者に対する給付金相当額の返還)

第5条 本奨学金の給付を受けた後に細則第11条2項による本奨学生の資格を喪失した者は、給付を受けた本奨学金相当額を一括して返還しなければならない。

2 前項にかかわらず、研究科教授会が、やむを得ない事由があると認めるときは、奨学委員会の議を経て、資格喪失者に対し給付を受けた本奨学金相当額の返還を免除することができる。

3 返還は、資格を喪失した日から起算して1ヵ月以内に行わなければならない。ただし、相当の理由がある場合は、その返還を猶予し又は返還時期を延長することができる。

4 法科大学院事務課は、返還期日以降における未納者に対して督促を行う。

5 前項の督促にも関わらず未納者からの返還がない場合は、法科大学院事務課が、保証人に対して督促を行う。

附 則

この基準は、2008年11月19日から施行する。



中央大学法曹会執行部名簿 (平成21・22年度)

幹事長	千葉昭雄 (二弁)	事務局次長	秋定和宏 (一弁)
副幹事長	大谷隼夫 (東弁)	事務局次長	田中宏 (二弁)
副幹事長	横溝高至 (一弁)	事務局次長	柳澤泰 (二弁)
副幹事長	根岸清一 (二弁)	事務局次長	田瀬英敏 (二弁)
副幹事長	須藤典明 (裁判所)	事務局次長	平賀修 (二弁)
副幹事長	阪井博 (検察庁)	事務局次長	鍛冶美奈登 (二弁)
事務局長	行方美彦 (二弁)	事務局次長	上拂大作 (裁判所)
事務局次長	小関勇二 (東弁)	事務局次長	小橋常和 (検察庁)

中央大学法曹会役員名簿 (平成21・22年度)

1. 顧問・参与

(1) 顧問

東弁 (6名)

堂野達也	小池金市
阿部三郎	安原正之
瀧澤國雄	大高満範

一弁 (5名)

設楽敏男	信部高雄
柳澤義信	松家里明
奈良道博	

二弁 (5名)

松井宣	野宮利雄
田宮甫	小野道久
鈴木誠	

(2) 参与

東弁 (7名)

奥原喜三郎	小竹耕
木川統一郎	笹原桂輔
鈴木秀雄	深澤武久
藤井光春	

一弁 (2名)

竹村照雄	依田敬一郎
------	-------

2. 幹事

東弁 (244名)

秋元修二	浅見昭一
我妻真典	阿南三千子
阿部鋼	阿部正博

雨宮眞也	新井清志
荒井清壽	荒井洋一
有馬幸夫	安藤貞一
○安藤良一	伊井和彦
飯塚孝	○飯沼允
五十嵐二葉	石井芳光
石川秀樹	石田茂
石葉泰久	○石渡光一
石山治義	市川照己
井手慶祐	伊藤和夫
伊藤茂昭	伊藤孝雄
伊藤まゆ	伊東正
○稲田寛	井上章夫
井上勝義	井上聡
岩井重一	上野廣元
植松功	宇佐見方宏
宇田川濱江	内野経一郎
内丸義昭	伯母治之
海野秀樹	榎本逸郎
榎本峰夫	海老原寛
遠藤晃	及川昭二
大澤一正	○大澤成美
○太田治夫	太田秀夫
大川實	○大谷隼夫
大塚一夫	大辻正寛
大西清明	大森八十香
小川信明	奥野善彦
大澤治夫	小名弦一
小名雄一郎	小野紘一



資料

小山田	辰男	海法	幸平	地田	良彦	千葉	憲雄
加賀見	七美	笠井	二男	千堤	武健	塚越	豐一
笠原	克寬	柏岡	男広	津寺	太郎	堤井	弘雄
春野	義孝	片東	文男	天內	政真	寺坂	人郎
勝金	孝成	河澤	夫司	中中	辰貴	登永	夫夫
神谷	勝重	○金龜	巖義	○中中	義茂	中長	紹二
菅村	一健	○岸木	介隆	中中	博生	中中	男登
北木	康利	戸村	二志	中中	八郎	中中	博俊
木野	光健	木村	典介	中永	子司	中中	弘彦
久草	義幸	小楠	博治	西二	彦敏	繩西	次大
楠久	彦武	國倉	明治	橋八	一彦	野長	子夫
厚小	正浩	古小	子稔	羽林	守雄	服馬	德実
小小	勲孝	小古	男義	平藤	幸也	平福	夫一次
○小小	行俊	紺坂	八夫	藤堀	人力	○藤船	裕文
佐々	男勝	笹佐	喜夫	堀牧	之機	堀松	人徹
佐佐	行一	佐佐	みつ史	松田	司人	松水	徹信
志志	男次	真志	徹一	山口	信夫	○水溝	三郎
○白島	明臣	島清	志泰	上田	裕子	三村	一郎
○水菅	宏洋	白菅	志司	田田	男徹	村本	司哲
○鈴須	彦雄	鈴鈴	貢徹	瀨岡	夫誠	森森	千子
関芹	志生	○瀨関	博賀	吹口	昭之	矢山	剛敬
園高	郎夫	曾高	子雄	山山	平之	山山	輝
高高	雄則	高高	一信	山山	一郎	湯吉	次
高竹	幸三	高竹	雄三	好吉	吉	吉協	
田田	雄	田田	夫信	吉吉	吉		
田田	英	高氏	夫信				

一弁 (123名)

青木一男 秋定和 新飯謙 池田数 伊藤忠 今村敬 梅澤和 大西昭 翁川雄 荻原静 小口隆 加藤澤 加毛修 川添丈 川木曾 木戸弘 木村敏 熊谷信 小斎藤 齋藤井 酒田徹 清水河 白江秀 杉本辰 鈴木喜 鈴木正 高橋忠 竹川勝 田邊孝 綱取山 遠居野 仲野比 中西原 萩林平 平深手 福澤吉

赤井文 浅野貴 安西内 池田石 伊岩大 大岡奥 岡落金 川金川 川木小 窪小後 斎酒篠 島山下 神杉 鈴鈴田 田土寺 友中 丹羽 樋廣 藤

弥志愈 利久尚 豊博介 明力治 淳優人 郎彦靖 志子哉 夫宏彦 明已憲 一夫雄 茂孝男 一淳人 介義收 鉄守介

井野西 内田藤 田崎山 本平合 崎澤崎 原村谷 元木林 藤藤井 原田山 山木木 口中橋 本野井 野羽田 口渡 澤本

藤本 刃見 松尾 萬羽 村下 森森 八柳 山山 山山 横横 葭米 若渡

紀良了 憲哲 昌清 崇源 繁隆 高昌 和健 洋一郎

猛男 良司 也昭 文仁 三樹 幸至 司吉 雄一郎

藤原 細田 崎木 元森 守保 矢山 山山 山山 吉葭 六渡

朋良 豊万 寿文 真紀 耕孝 卓壽 裕文 朋

奈一治 夫徹 男雄 子三 滋宏 也純 子秀 広

二弁 (114名)

藍谷 青木 阿部 新井 石川 石伊 井入 岩上 大尾 香嘉 加北 木切 栗小 齋佐 杉滝 田

邦二 嘉芳 圭賢 卓外 一益 茂晋 雅総 武幸 誠静 則

雄郎 夫昭 夫宏 康一 士志 雄操 栄毅 雄已 樹治 暢子 史夫 二優 子裕 春

相渥 新池 石市 井今 岩岩 上岡 小鎌 笠門 木清 釘小 齋坂 宍鈴 竹田

原美 井田 川黑 毛手 中崎 本原 本川 田井 屋村 塚澤 海喜 本戸 木上 瀬

英央 弘真 幸竹 由美 大耶 政公 康敬 惠正 直征 武勝 知正 行金 二雅 英英

俊二郎 二一郎 吉男 子美 子作 子孝 雄弘 一郎 司聰 人郎 夫久 雄勝 要弘 二郎 芳夫 敏



多田武	田中宏
田中美登里	谷直樹
伊達俊二	田宮武文
千葉昭雄	辻居幸一
戸谷雅美	土井隆
○栃木敏明	友部富司
奈良ルネ	中川隆博
中所克博	○中村鐵五郎
中吉章一郎	柳樂晃秀
行方美彦	西川忠良
西本邦男	根岸清一
羽尾芳樹	○原誠
播磨源二	平賀修
藤原真由美	古屋龜鶴
堀内幸夫	楨枝一臣
○増田徑子	松井るり子
松田啓	松田政行

丸山輝久	三木茂
水嶋幸子	宮山雅行
村上智裕	村重慶一
村野守義	○村山芳朗
森誠一	諸永芳春
安井桂之介	柳澤泰
山岡義明	山崎司平
山下清兵衛	○山田明文
山田忠男	山本和敏
山本純一	雪下伸松
横井弘明	吉岡讓治
吉田和夫	○吉野純一郎
萬幸男	脇坂治國

3. 会計・監事

藤原力	大山圭介
(東弁)	(一弁)

中央大学法曹会各種委員会名簿(平成21・22年度)

1. 人事委員会

委員長(一弁)	奈良道博	
委員(東弁)	石渡光一	稲田寛
	大高満範	久木野利光
(一弁)	荻原静夫	松家里明
(二弁)	田宮甫	村山芳朗

2. 広報委員会

委員長(一弁)	窪木登志子	
委員(東弁)	小峯健介	藤原力
	圓山司	好川弘之
	吉田幸一郎	
(一弁)	川崎直人	福吉實
(二弁)	尾崎毅	友部富司

3. 会則検討委員会

委員長(東弁)	坂巻國男	
委員(東弁)	植松功	菅重夫
	高橋秀一	中根茂夫
	水庫正裕	
(一弁)	寺本吉男	元木徹
(二弁)	新井嘉昭	土井隆

4. 法職教育検討委員会

委員長(東弁)	水津正臣	
委員(東弁)	阿部鋼	石井芳光
	小林信明	鈴木康洋
	曾田多賀	寺村温雄
	溝口敬人	安田隆彦
	湯川將	與那城純
(一弁)	熊谷明彦	中井淳
	矢部耕三	
(二弁)	原誠	松田啓
	水嶋幸子	横井弘明

5. 大学問題委員会

委員長(二弁)	伊達俊二	
委員(東弁)	安藤良一	稲田寛
	太田治夫	大高満範
	金澤恭男	岸巖
	久木野利光	坂巻國男
	白井正明	鈴木康洋
	田中紘三	福家辰夫
	堀合辰夫	安原正之
	山岸憲司	
(一弁)	安西愈	田中茂
	丹羽健介	深澤守



村下 憲司
(二弁) 石黒 竹男 岩瀬外嗣雄

加戸 茂樹 亀井 真紀
河野 浩 田中 宏

(東京三会以外の弁護士会)

6. 機構改革実行委員会

委員長 (二弁) 門屋 征郎
委員 (東弁) 飯沼 允 太田 治夫
菅 重夫 白井 典子
鈴木 康洋 瀬川 徹
高石 昌子 森 徹
(一弁) 神部 範生 小口 隆夫
竹川 忠芳 山本 隆幸
若江 健雄
(二弁) 今中美耶子 今村 健志
嘉本 益巳 宮山 雅行

阿部 泰典 (横浜)
入江 寛 (大阪)
内田 喜久 (広島)
梅田 欣一 (静岡県沼津支部)
遠藤 大助 (福島県郡山支部)
岡崎 信介 (福岡県)
串田 正克 (愛知県)
佐々木泉顕 (札幌)
塩澄 哲也 (福岡県久留米支部)
塩見 渉 (愛知県)
千葉 達朗 (仙台)
藤本 邦人 (四国支部香川県)
星野 徹 (新潟県長岡支部)

7. 募金実行委員会

委員長 (東弁) 飯塚 孝
副委員長 (東弁) 佐藤 勝 水津 正臣
中島 義勝 長谷川武弘
森田 憲右
(一弁) 鈴江 辰男 林 勘市
(二弁) 中村鐵五郎 根岸 清一
事務局長 (東弁) 三羽 正人
事務局員 (東弁) 好川 弘之

9. 関係諸団体交流委員会

委員長 (二弁) 山崎 司平
委員 (東弁) 石渡 光一 鈴木 康洋
中根 茂夫 藤原 力
(一弁) 金崎 淳 川添 丈
鈴木 和憲 林 勘市
(二弁) 小川 恵司 鎌田 正聰
田宮 甫

8. 進路指導対策委員会

委員長 (東弁) 瀬川 徹
委員 (東弁) 石橋 克郎 大山 雄健
佐藤 雅彦 内藤 貴昭
藤原 力 松村 卓治
松山 憲秀 森 徹
山本 昌平
(一弁) 池田 友子 大川 隆之
金澤 賢一 中井 淳
村上 智裕
(二弁) 渥美央二郎 小川 恵司

10. 若手会員活動委員会

委員長 (一弁) 清水 修
委員 (東弁) 藍澤 幸弘 阿部 鋼
飯塚 卓也 井上 朗
岡内 真哉 永井妥衣子
(一弁) 大山 圭介 樋口 收
宮崎万壽夫
(二弁) 木村 武夫 設楽 晃秀
土井 隆 村山 芳朗
山川 典孝

編集後記

中大法曹会は楽しいところです。若手法曹の皆さんも、是非とも積極的なご参加を！ (秋定)

私は、今までに、他大学の法科大学院出身の司法修習生を何人も預かってきましたが、彼らは、異口同音に、中央大学法科大学院が非常に恵まれていると言います。全般についての感想ですが、特に、エクスターンシップの受入先の充実、普段の学修のきめ細かい支援などは、多数の実務家法曹が、その役割を担っており、その立ち上げ、維持において、中大法曹会が果たした役割は大きなものがあります。さらに 卒業後の奨学金制度、就職先の支援などは、中大法曹会の尽力がなければ不可能なものです。

本特集の大高先生のインタビューでは、中大法曹会との関わりが熱く語られておりますので、是非とも御一読ください。(川崎)

中央大学法曹会は、今年(平成23年)6月4日に、設立60周年を迎えます。

昨年(平成22年)は、中央大学125周年という、誠に誇らしくまた愛しい節目がございました。

そこで本号は、お祝いと感謝の気持ちを込めて、来し方及び今後の課題・その解決への道について、皆様に率直にお話しいただき、また当会の活動をお伝えする企画で出発いたしました。

中央大学の久野修慈理事長様、永井和之学長・総長様、福原紀彦法科大学院法務研究科長様、橋本基弘法学部長様には、当会に対する深い御理解と愛情をお示し下さり、先生方がそれぞれのお立場で日頃からいかに真摯に熟慮されご活躍されているかが伝わって参りました。

本号の特集の1は、大高満範先生に中大法曹会の今に連なる来し方・行方をお聞きしました。2としては、若手会員の積極的参加を求めて座談会を致しました。大高先生、若手会員の、優しくも力強いご協力で、わかりやすい、参考になる記事になりました。

千葉昭雄幹事長をはじめ当会の執行部および各委員会の活動も、その報告文にありますとおり、お忙しい中時宜にかなない盛んな活動をしておられます。拝読いたしますと、これらの宝をなんとかできないかとの思いが募ります。中央大学法曹会、中央大学の社会的プレゼンスがさらに盛んとなる夢を持ちます。

次代の星たちからも御寄稿をお願いしました。今や、研修所に代わり、法科大学院が、同期のよすがとなり、切磋琢磨し、また先輩との交流の場とならざるをえないと思われませんが、黒川裕希先生は、中大法科大学院の同窓会を立ち上げ、初代会長となり、ご指導いただいています。また、山口県でご活躍中で、当会の山口・九州・沖縄活動にも貢献されています。小野征彦先生は、ソフトバンクBB(株)とソフトバンクモバイル(株)において企業法務に携われ、その企業法務に関するお話は、大変参考になります。石森雄一郎先生は、今年3月11日の大震災当日はいわき支部におられ、その後の原発被災の影響の中大変なご決断をされ、今も郡山でご活躍中です。先生方からもあらためて、自分の持ち場でこつこつと責任を果たしていくことが大切だと感じました。

後輩たちの合格も続いています。昨年は、旧司法試験の最終年でした。今村龍矢様は、見事法学部4年生で合格されています。修習開始は、7月から東京のみで開始するそうです。赤羽悠一様と坂本真由子様からも、新司法試験合格、中大法曹奨学金への謝辞そして司法修習のお話も載っております。

当初の企画になかった残念なこともあります。当会のみならずこの世に大きな足跡を遺された阿部三郎先生が昨年ご逝去されました。また今年3月11日には東日本大震災が発生しました。阿部先生と研修同期同クラスの元判事で後に阿部先生の事務所にも参加された新海順次先生には、誠に心温まる、阿部先生の笑顔が見えるような追悼文をお寄せいただきました。

今年3月11日の大震災・津波と原発被災は、暫く続きます。このたびの御寄稿には皆、先生方が受け止めた息使いが感じられました。震災後に御寄稿をお願いしてしまい、本当にお時間のない中で玉稿を賜りましたことに、あらためて深く感謝申し上げます。

以上、某印刷所にそそのかされて(?)本号の長い御紹介文となりましたが、御関心のあるところから是非ご一読下さいませ。

最後に、お忙しい中御寄稿及びお話を賜りました皆様、「中央大学の近況vol.4」からの写真引用をお許しいただきました中央大学、そして終始支えて下さいました当会事務局の皆様、あらためて深く感謝申し上げます。(窪木)

中大法曹 第24号

平成23年 5月 1日 印刷

平成23年 5月10日 発行

(非売品)

発行人 千葉 昭雄

編集人 窪木 登志子

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社 高千穂印刷所

東京都板橋区向原 2-20-10

電話 03-3956-6550 (代)

中央大学法曹会

NO.24 2011.5

中大法曹